

# **川崎市ペットの現況等に関する報告書**

**平成22年3月**

**川崎市ペットの現況等に関する検討委員会**

# 目 次

<b>1 検討委員会設置の経緯</b> -----	<b>1</b>
<b>2 川崎市の動物愛護行政の取組と現状</b> -----	<b>2</b>
(1) 動物愛護施策の概要	2
(2) 動物愛護事業の実施状況及び現状	3
(3) ペットに関する現状	8
(4) 川崎市におけるペット霊園の現状	9
<b>3 川崎市におけるペットに関する意識と実態</b> -----	<b>11</b>
(1) 調査概要	11
(2) 集計結果	12
(3) まとめ	54
<b>4 ペット霊園の適正配置に向けた考え方について</b> -----	<b>55</b>
(1) ペット霊園に関する川崎市の基本的な考え方	55
(2) ペット霊園等の施設の設置に関する現行法規制について	55
(3) 他都市におけるペット霊園事業の規制に向けた取組	57
<b>5 提言</b> -----	<b>61</b>
(1) 川崎市におけるペット霊園に対するルールづくりの視点	61
(2) 川崎市におけるペット霊園規制・調整についてのルールの形式について	64
<b>資料編</b> -----	<b>67</b>
・川崎市ペットの現況等に関する検討委員会設置要綱	69
・川崎市ペットの現況等に関する検討委員会委員名簿	70
・川崎市ペットの現況等に関する検討委員会検討経過	71

## 1 検討委員会設置の経緯

現在、動物、特に、犬やねこ等のペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が高まっている。その一方で、無責任な飼い主によるペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは動物への虐待等の問題が社会的な関心となったこと等を踏まえ、平成11年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が、動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正された。

一方、永年連れ添ったペットを丁重に供養したい飼い主の希望を受ける形で、各地にペット霊園の建設が相次いでいる。ペット霊園とは一般的に、①ペットの遺骸を埋葬（焼骨を埋蔵）するペット専用の墓地や納骨堂、②ペット専用の火葬炉、③前記の①、②の施設を併せ持つ施設全体をさす場合がある。また、特に火葬について、車載式の移動火葬炉による出張型サービスなどもある。

しかしながら、ペット霊園事業者と周辺住民とのトラブルが発生し、相隣紛争に発展した事例を抱える自治体を中心に、ペット霊園を規制する条例の策定が行われている状況がある。

こうした中で、川崎市においても、一定のルールがない中で、ペット霊園が建設される危険が見込まれるため、ペット霊園及び焼却施設設置規制が必要ではないかという請願が行われている状況がある。

そのため、今回、「ペットの現況等に関する検討委員会」を設置し、川崎市におけるペットの現況と取り巻く課題等を把握し、対応の方向性を検討することとした。

そこで、まず、川崎市の動物愛護行政を概観し、今回実施した「ペットに関する市民意識実態調査」の結果を分析しながら、ペットに関する意識と実態を探っていく。さらに、ペットに関する市民の意識と実態の中で、ペットが亡くなった際の対応やペット霊園に関する意識と、市内のペット霊園の現状や、他の自治体での対応をもとに、川崎市におけるペット霊園に対する対応の方向性を整理する。

この検討委員会での検討を通じて、今後の市内におけるペット霊園の建設に対する一定のルールづくりに向けた考え方をまとめ、実際の運用につなげていくこととしたい。

## 2 川崎市の動物愛護行政の取組と現状

### (1) 動物愛護施策の概要

川崎市では、動物愛護の気風の高揚、動物による危害及び生活環境の汚染の防止を目的として、昭和 48 年に「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例（通称：わんわん条例）」を制定し、動物の虐待の防止及び習性を踏まえた適正な取扱いの推進を図ってきた。

条例で、犬の健康管理、しつけ、犬、ねこの不妊・去勢手術、遺棄の禁止、新しい飼い主への譲渡、飼い犬指導員制度を規定して、先駆的に動物愛護行政を推進してきた。

平成 12 年には、「わんわん条例」から新たに「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」に改正し、『人と動物の共生』を踏まえた動物愛護の更なる発展を目指しており、これらの基本指針を背景に、総合的な動物愛護管理推進のための施策を進めている。

具体的な取組としては、①動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発の推進、②不妊・去勢手術補助制度を設け、野良ねこの減少に向けた取組の実施、③犬、ねこ等の新しい飼い主探しの取組の推進などを行っている。

#### ①動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発の推進

ア 「動物ふれあい広場」、「夏休み体験教室」、市内の小学校や保育園等に出張して行う「動物ふれあい教室」等を実施している。犬、うさぎ、モルモットなどの動物とのふれあい、ビデオ上映などを実施し、動物の愛護、適正な取扱い、遺棄の予防すなわち終生飼いつけることの重要性等の啓発を行っている。

ふれあい教室は、毎年、100 回前後開催して、こどもの段階からの動物愛護精神の涵養の効果的な推進を図っている。

イ 動物愛護週間中に例年、「動物愛護フェアかわさき」を実施し、動物とのふれあいなど楽しみながら動物愛護の精神を培ってもらっている。

毎年、子ども連れの家族を中心に 3,000 人を超える市民が参加されている。

ウ 川崎市では、野良ねこ問題の解決には、地域で暮らす市民の理解、協力、参加が重要であると考えおり、飼い主の方々がねこの適正な飼い方をする事により、ねこに関する問題や苦情の減少、野良ねこの減少を図るために、平成 17 年 8 月、「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」を作成した。

その中で、地域市民のための、地域市民によるねこ問題の解決のために、共同して飼育していくためのルールづくりを行う「地域ねこ」活動の推進を提唱している。地域市民による「地域ねこ」活動は、ねこ問題の解決だけでなく、さらに、市民相互理解のための推進過程が地域づくりや町づくりに貢献できる波及効果が期待される。

各区役所保健福祉センターでは地域ねこに関する助言などの支援を行っている。

## ②不妊・去勢手術補助制度を設け、野良ねこの減少に向けた取組の実施

川崎市では、動物愛護事業の一環として、昭和 49 年度から飼い犬、飼いねこの不妊・去勢手術補助制度を設けて推進してきた。

川崎市で処分したねこは、ほとんどが所有者不明の生後間もない子ねこであることから、野良ねこの減少には、ねこの適正飼養と繁殖制限措置の普及啓発が重要と考えられる。

これらを踏まえて、適正飼養の一手段として不妊・去勢手術の普及啓発を図る動機付けのために、不妊・去勢手術補助を実施している。

平成 17 年度からは、対象をねこに特化して補助しており、平成 18 年度からは責任を持って飼養管理されているねこ全般を対象にしている。

補助金額は、メス 1 頭につき 3,000 円、オス 1 頭につき 2,000 円、1 世帯 3 頭までとなっている。また、指定獣医師として指定する範囲は、神奈川県内及び川崎市に隣接している東京都の区や市となっている。

## ③犬、ねこ等の新しい飼い主探しの取組の推進

川崎市では、「動物の再飼養支援」として、やむを得ず飼養できなくなり引き取られたり、保護収容された動物を動物愛護センターのホームページを活用して新たな飼い主へ譲渡する制度を実施している。環境省の再飼養支援システムの全国ネットワークには川崎市は試験段階から参画している。

また、やむを得ず飼養できなくなる動物の飼い主と新たに動物を飼いたい人との仲を取り持つ「動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業」も行っており、動物の生命の存続に尽力している。

## (2) 動物愛護事業の実施状況及び現状

### ①動物の愛護と適正飼養の普及啓発について

動物の愛護と適正飼養について市民の理解と関心を深め、動物愛護精神の高揚を図るため、平成 4 年度からは、社団法人川崎市獣医師会との共催で動物愛護週間中に区役所広場・市民館で「動物愛護フェアかわさき」を開催している。参加者数は毎年 3,000 人を超えている。

実行委員会方式により、協賛・協力団体等も参画し、オープニングセレモニー、動物愛護賞表彰、長寿犬・長寿猫表彰式、動物映画上映、動物ふれあい広場、ポニー乗馬、飼い犬しつけ教室、盲導犬デモンストレーション、警察犬模擬訓練、動物健康・飼い方相談、盲導犬チャリティー、動物と写真を撮ろうコーナー、動物愛護パネル展、わが家のペット写真展等を開催している。

### ②ふれあい事業について

動物愛護センターでは、動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をより深く推進するために、「動物ふれあい教室」「夏休み体験教室」「動物ふれあ

い広場」等を行っている。

#### ア 動物ふれあい教室

動物愛護センターでは、動物とのふれあいを通して、生命を実感し、動物愛護の心を育むことを目的として、小学校生活科のカリキュラム、老人ホーム等での動物介在活動として、子犬、モルモット、うさぎ等とのふれあい、動物ビデオの上映、動物との接し方、動物による危害防止等を説明する「動物ふれあい教室」を開催している。

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園	10	10	727	9	9	710	11	11	965
小学校	28	89	2,907	28	96	2,960	28	100	3,088
老人ホーム	1	2	45	1	2	34	2	3	40
自主育児グループ	9	9	369	9	10	343	10	10	373
総数	48	110	4,048	47	117	4,047	51	124	4,466

#### イ 夏休み体験教室

動物愛護センターにおいて小学生等の児童に犬、うさぎ、モルモット等にふれあう機会をつくり、動物への関心と命の尊さを感じさせることにより、動物愛護意識の高揚を図っている。

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
ふれあい教室	1	21	1	25	1	15
1日飼育体験教室	2	24	2	25	2	23

#### ウ ふれあい広場

動物愛護センター及び動物愛護フェアかわさきの「ふれあい広場」において、子犬、うさぎ、モルモット等にふれあうことで動物愛護の啓発を行っている。

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
動物愛護センター	112	616	87	513	26	148
動物愛護フェア	3	120	3	120	3	120

#### エ 犬のしつけ教室

正しい犬の飼い方を学び、犬と楽しく暮らすための基本的なしつけと健康管理についての「犬のしつけ教室」を開催している。

	回数	参加人員
平成18年度	5	101
平成19年度	4	65
平成20年度	4	62

## オ 犬の引渡し講習会

犬の引渡しを希望する人に対し、犬を飼うための法律、しつけ方等について講習会を行っている。

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
引渡し前講習会	45	117	33	88	35	76
引渡し時講習会	53	94	30	84	25	68

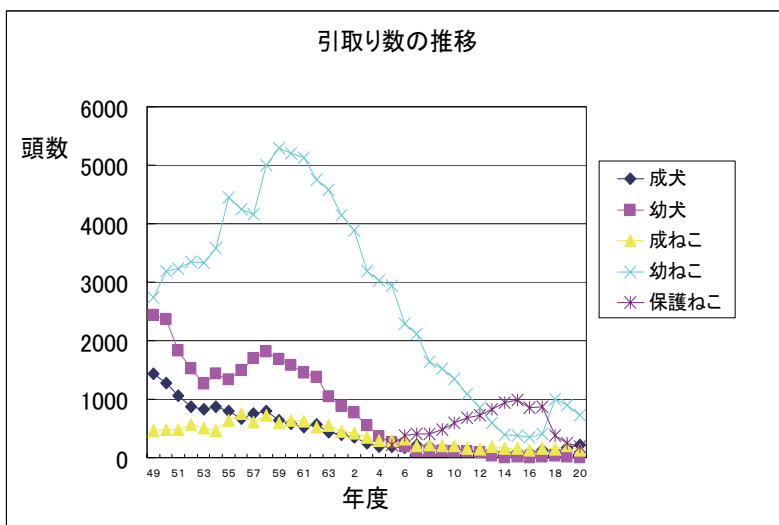
### ③引き取り数について（負傷動物の保護を含む。）

ねこの引き取り数については、昭和 59 年度の 5,878 頭をピークに、平成 12 年度以降は 1,200 頭を上回ることなく推移している。

犬の引き取り数についても、昭和 48 年度の 4,033 頭をピークに、平成 3 年度は 793 頭と徐々に減少し、平成 20 年度は 282 頭となっている。

平成 20 年度の全国のねこの引き取り総数は 212,428 頭となっている。これを人口比で比較すると、川崎市は 1,041 頭で全国平均（2,360 頭）の 44%の引き取り数となっている。

また、平成 20 年度における全国の犬の引き取り数は 115,815 頭であった。これを人口比で比較すると、川崎市は 282 頭で全国平均（1,287 頭）の 22%の引き取り数となっている。



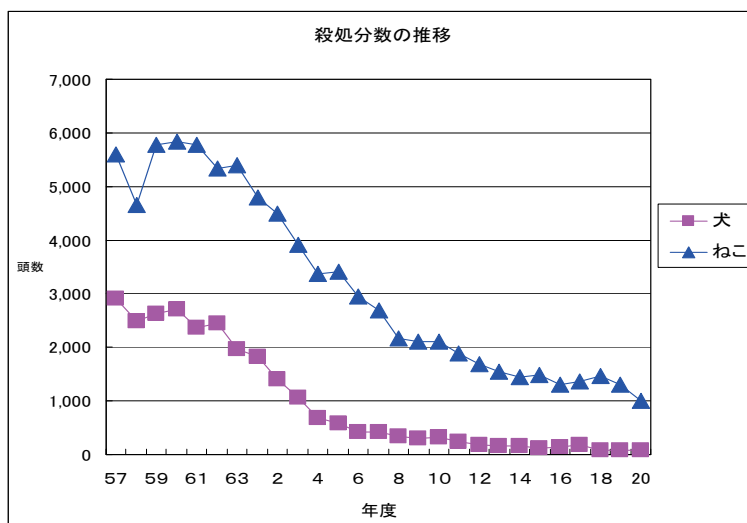
#### ④殺処分数について

ねこの殺処分数については、昭和60年度の5,835頭をピークに、平成11年度は1,878頭と徐々に減少し、平成20年度は993頭とさらに減少傾向を示している。

犬の殺処分数についても、昭和57年度の2,910頭をピークに、平成4年度は678頭と徐々に減少し、平成20年度は87頭とさらに減少傾向を示している。

平成20年度の全国のねこの殺処分数は203,022頭であった。これを人口比で比較すると、川崎市は993頭で全国平均(2,256頭)の約44%の殺処分数となっている。

平成20年度の全国の犬の殺処分数は84,045頭であった。これを人口比で比較すると、川崎市は87頭で全国平均(934頭)の9.3%の殺処分数となっている。



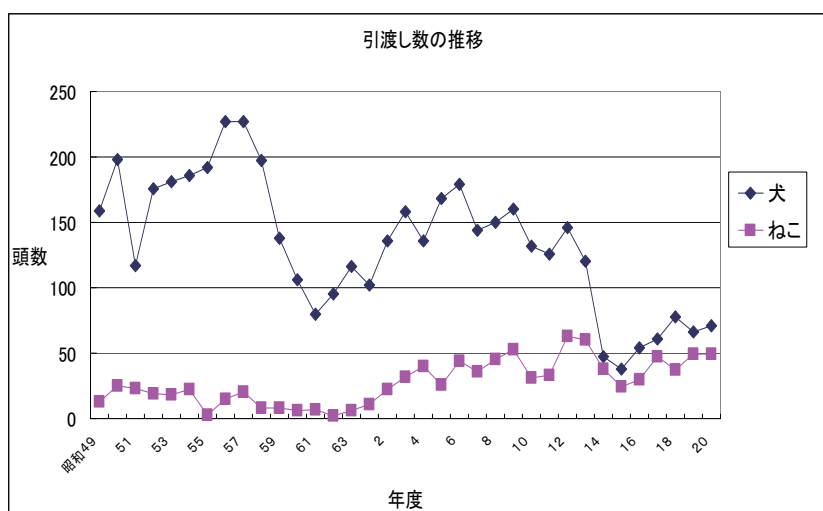
### ◎引渡し数について

平成 20 年度の全国のねこの返還・譲渡数は 8,807 頭(引取り数の 4.1%)であった。川崎市は 51 頭(引取り数の約 4.9%)となっている。

平成 20 年度の全国の犬の返還・譲渡数は 33,349 頭(引取り数の 28.8%)であった。川崎市は 207 頭(引取り数の 73.4%)となっている。

川崎市では、「動物の再飼養支援」として、やむを得ず飼養できなくなり引取られ、又は保護収容された動物を動物愛護センターのホームページを活用し、新たな飼い主への譲渡制度を運用しており、動物の生命の存続に努めている。

また、やむを得ず飼養できなくなる動物の飼い主に自らの責任で新たな飼い主を探す手段として、動物愛護センターのホームページを利用できる「動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業」も運用しており、動物の生命の存続に努めている。



### (3) ペットに関する現状

#### ①犬の登録頭数等について

(単位：頭)

	全国	川崎市	新規登録申請数 (川崎市)	登録数の減 (川崎市)
15年度	6,262,510	40,094	4,497	2,241
16年度	6,394,226	42,527	5,038	2,605
17年度	6,479,977	44,852	4,882	2,557
18年度	6,635,807	48,411	5,582	2,023
19年度	6,739,716	51,473	5,888	2,826
20年度	6,804,649	54,401	5,316	2,388

※厚生労働省、神奈川県統計資料より

#### ②ペットの死亡数の推計について

平成20年度 犬の飼育頭数 1,310万1千頭と推計。

(ペットフード協会『犬猫飼育頭数調査』平成20年度結果)

これらの推計から、川崎市における犬の死亡届が年間約2,500頭であるため、

(2,500頭 × 2(未登録分)) × 2(猫を犬と同数と仮定)

＝川崎市では年間 **約10,000頭程度** が死亡していると考えられる。

#### 【参考】

○厚生労働省統計の犬の登録頭数と比較すると約半数の犬が登録されず飼育されている。

○平成20年度のペットフード協会調査によると、国内のイヌの飼育頭数は約1,310万頭、ネコは約1,373万頭に達すると推計されている。

#### ③ペット死亡時の市内での対応

○生活環境事業所(専用の焼却炉)で対応。(1体あたり2,000円)

○遺骨等を希望する場合は、民間のペット葬儀社へ。(市内3か所)

#### (4) 川崎市におけるペット霊園の現状

市内では、現在把握されているペット霊園としては3か所あり、今回、運営事業者から協力いただき、現地調査を実施したのでその概要は以下のとおりである。

##### ①ペットマザー川崎橋ペット霊園

所在地	高津区久末1292（蓮花寺内）	
設置年月日	平成16年8月	
施設形態	既存の寺社（墓苑）において、他の民間事業者に葬儀、火葬及び墓地・納骨堂での埋葬に係る事業を委託して実施 《既存墓苑後付けタイプ》	
用地	敷地面積	約 8,000㎡ ※蓮花寺全体として
	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
附帯設備	■管理棟、■便所、■駐車場（26台）、■給水・排水施設 ※蓮花寺全体として	

##### ②多摩川ドグウッドクラブ

所在地	多摩区中野島 6-25-30	
設置年月日	平成14年8月	
施設形態	専用施設内において、葬儀、火葬及び納骨堂での埋葬に係る事業を実施 《専用ビル内タイプ》	
用地	敷地面積	約 290㎡（施設延床面積：約 240㎡）
	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
附帯設備	■管理棟、■便所、■駐車場（5台）	

③平和会ペットメモリアル（山王山延命地藏尊）

所在地	麻生区王禅寺1183 ※市境に位置しており横浜市青葉区にまたがっている	
設置年月日	昭和23年6月	
施設形態	人の墓苑と同様な形態において、葬儀、火葬及び墓地・納骨堂での埋葬に係る事業を実施《専用墓苑タイプ》	
用地	敷地面積	約13,000㎡
	都市計画区域	市街化調整区域（横浜市側は市街化区域）
	用途地域	指定無し（横浜市側は第1種低層住居専用地域）
附帯設備	■管理棟、■便所、■駐車場（30台）	

上記の3施設については、火葬炉については、いずれも廃棄物処理法に準拠した能力を有する炉を使用しており、臭気やばい煙等の対策が適切に施されている。また、近隣からの苦情も現状としてはなく、適切な施設管理・運営が行われている。

地域のなかで、適正に施設を管理・運営しながら、ペット飼育者のニーズに応じており、利用状況も安定している。

### 3 川崎市におけるペットに関する意識と実態

#### (1) 調査概要

##### ①調査目的

ペットを飼う方の増加に伴い、大切なペットが亡くなった際の供養、火葬や埋葬のニーズが増加する一方で、地域社会においては、飼育する方とその他の住民の方が一層良好な関係で共生していくためのルールづくりが課題となってきたことから、ペットを飼っている、飼っていないを問わず、広く市民のペット飼育や埋葬等に関する実態や考えを把握し、今後の川崎市における対応のあり方や具体的な取組の方向性について、検討するための基礎資料を得ることを目的として実施。

##### ②調査対象

住民基本台帳及び外国人登録原票に登載されている満20歳以上の者から無作為抽出  
抽出件数：3,000人

##### ③調査方法

郵送による配布、回収

##### ④調査実施期間

平成21年11月5日（木）～11月19日（木）

##### ⑤回収状況

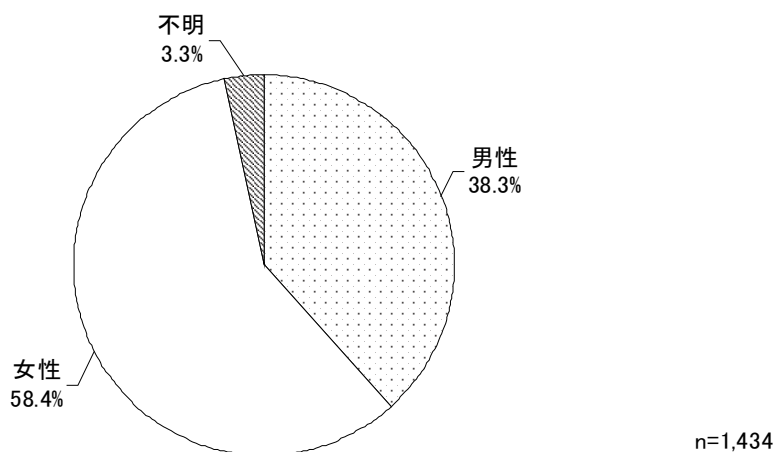
調査対象数	3,000人
有効回収数	1,434人
有効回収率	47.8%

## (2) 集計結果

### ①基本属性

(ア) 性別 (問 16) 単数回答

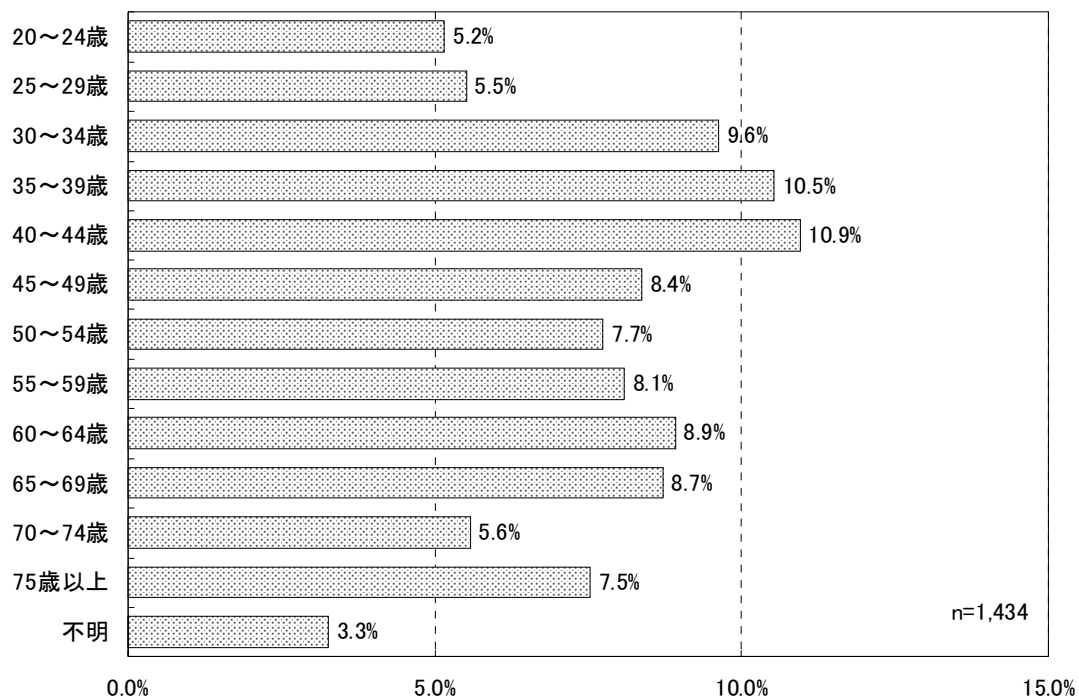
図表 1-1



性別については、「男性」が38.3%、「女性」が58.4%であった。

(イ) 年齢 (問 17) 単数回答

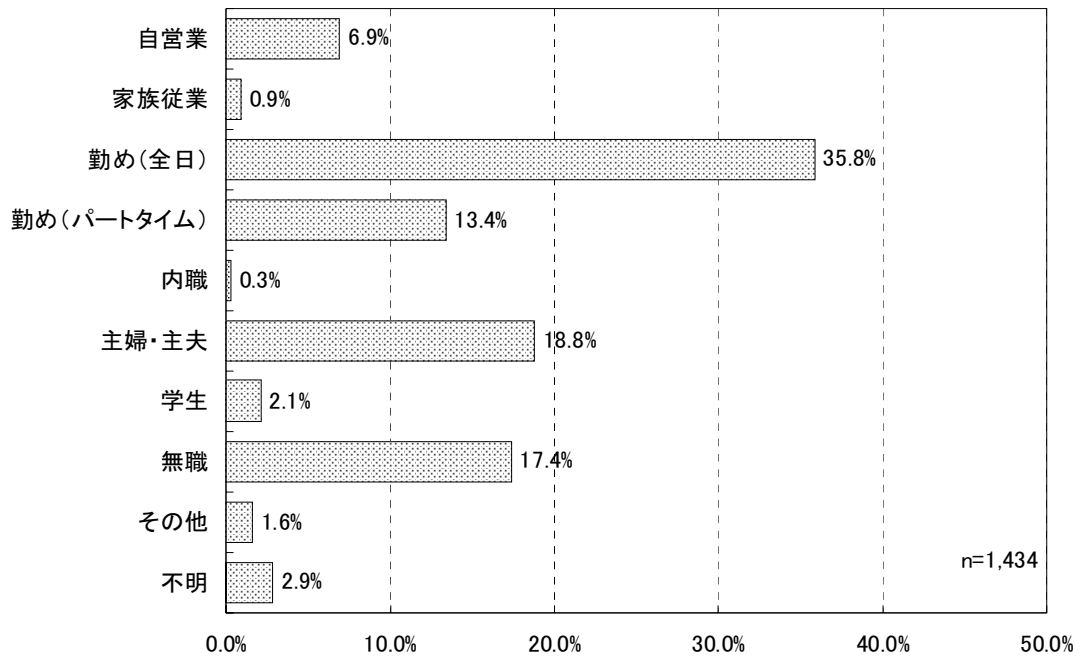
図表 1-2



年齢については、「40~44歳」が10.9%、次いで「35~39歳」が10.5%であった。

(ウ) 職業 (問 18) 単数回答

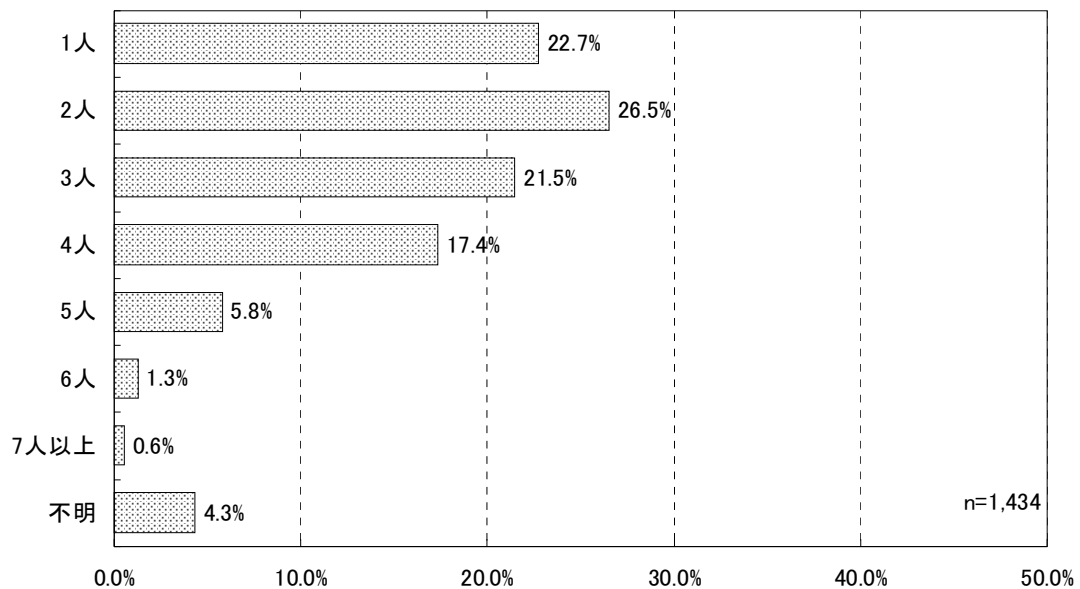
図表 1-3



職業については、「勤め(全日)」が35.8%、次いで「主婦・主夫」が18.8%であった。

(エ) 同居している家族等の人数 (問 19) 単数回答

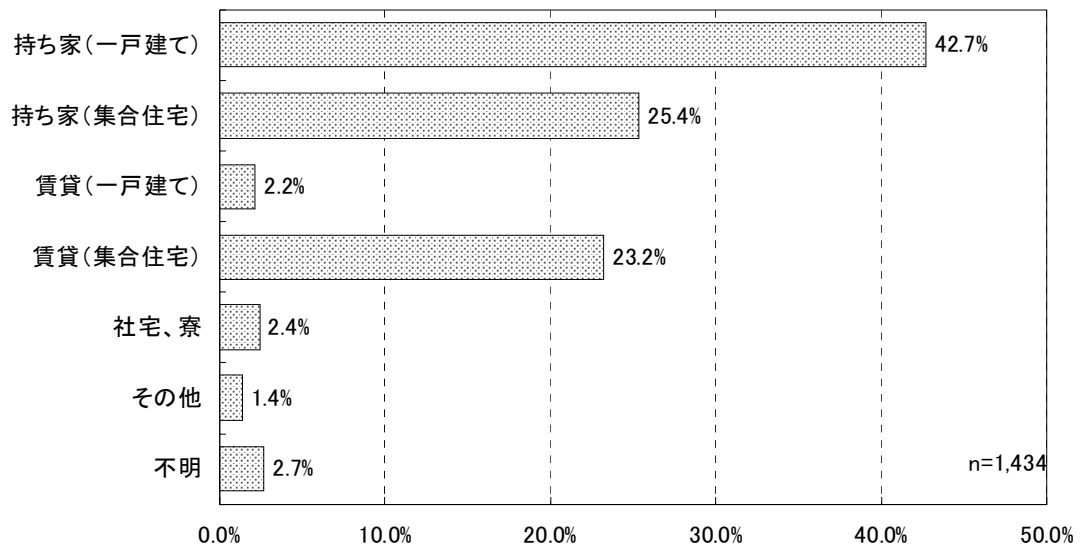
図表 1-4



同居している家族等の人数については、「2人」が26.5%、次いで「1人」が22.7%であった。

(オ) 自宅の住宅形態 (問 20) 単数回答

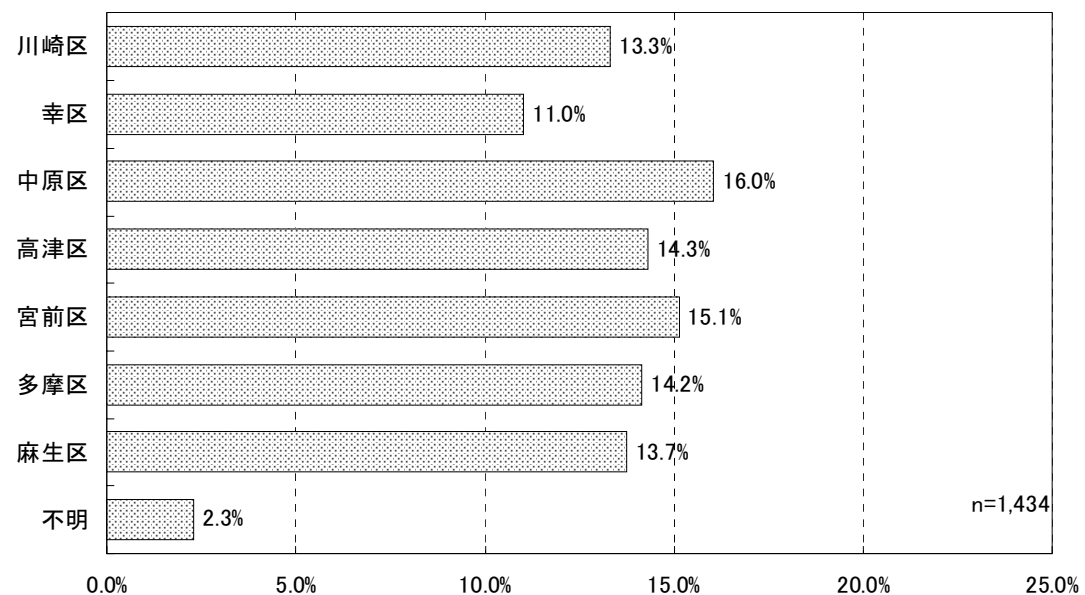
図表 1-5



自宅の住宅形態については、「持ち家(1戸建て)」が42.7%、次いで「持ち家(集合住宅)」が25.4%であった。

(カ) 自宅の区 (問 21) 単数回答

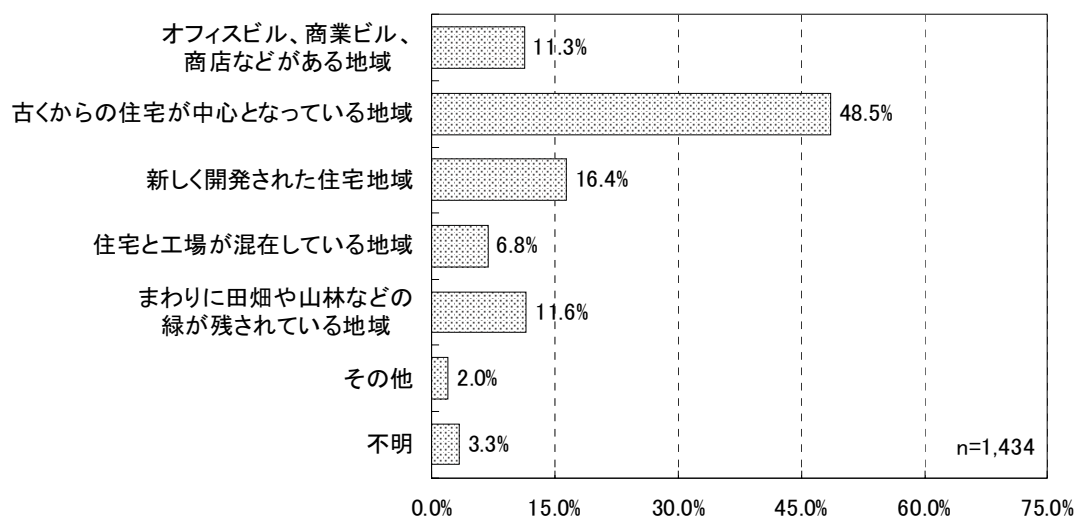
図表 1-6



居住している区については、「中原区」が16.0%、「宮前区」が15.1%であった。

(キ) 自宅の近隣の主な建物や土地の状況（問 22） 単数回答

図表 1-7

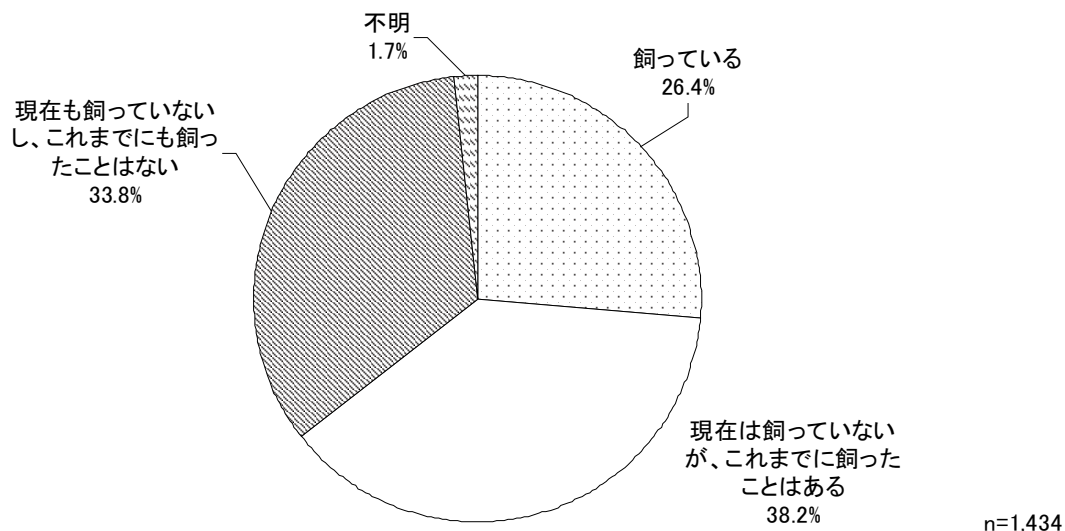


自宅の近隣の主な建物や土地の状況については、「古くからの住宅が中心となっている地域」が 48.5%、次いで「新しく開発された住宅地域」が 16.4%であった。

## ②ペットの飼育状況

(ア) あなたは現在、お宅で、ペットを飼っていますか。(問2) 単数回答

図表2-1



現在のペットの飼育状況を見ると、「現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある」が38.2%と最も割合が高く、次いで「現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない」が33.8%、「飼っている」は26.4%であった。

- (イ) 飼っているペットの種類 (問3-1、問7-1) 複数回答  
 (ウ) 頭数 (問3-2、問7-2) 平均値  
 (エ) 飼っている (飼っていた) 年数 (問3-3、問7-3) 平均値

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-2

(複数回答)

No.	(1)飼っているペットの種類	回答数 (n)	%	(2)頭数 (平均値)	(3)飼い始 めて何年 (平均値)
1	小型犬	141	37.3	1.26	6.40
2	中型犬または大型犬	83	22.0	1.09	7.83
3	猫	120	31.7	1.70	9.05
4	犬猫以外の哺乳類	20	5.3	1.27	3.48
5	鳥類	36	9.5	2.36	5.52
6	その他	61	16.1	5.27	6.02
	不明	0	0.0		
	非該当	1,056			
	全体	378	100.0		

累計(n)	累計(%)
461	122.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-3

(複数回答)

No.	(1)飼っていたペットの種類	回答数 (n)	%	(2)頭数 (平均値)	(3)飼っ ていた年数 (平均値)
1	小型犬	130	23.7	1.36	10.12
2	中型犬または大型犬	240	43.8	1.43	11.53
3	猫	130	23.7	1.78	9.49
4	犬猫以外の哺乳類	64	11.7	2.52	3.25
5	鳥類	168	30.7	4.13	4.76
6	その他	100	18.2	6.11	4.72
	不明	17	3.1		
	非該当	886			
	全体	548	100.0		

累計(n)	累計(%)
849	154.9

現在ペットを飼っている方では、「小型犬」の割合が37.3%と最も高く、飼ったことがある方では、「中型犬もしくは大型犬」の割合が43.8%が最も高かった。

(オ) 入手方法 (問3-4、問7-4) 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-4

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	3-4. 入手方法	回答数 (n)	%
1	ペットショップで購入	190	41.2
2	繁殖専門業や訓練センターで購入	39	8.5
3	自治体、団体等から譲り受けた	17	3.7
4	友人等から譲り受けた	80	17.4
5	自分で保護した	53	11.5
6	その他	36	7.8
	不明	46	10.0
	全体	461	100.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-5

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	7-4. 入手方法	回答数 (n)	%
1	ペットショップで購入	241	29.0
2	繁殖専門業や訓練センターで購入	24	2.9
3	自治体、団体等から譲り受けた	14	1.7
4	友人等から譲り受けた	333	40.0
5	自分で保護した	62	7.5
6	その他	61	7.3
	不明	97	11.7
	全体	832	100.0

入手方法については、現在ペットを飼っている方では、「ペットショップで購入」の割合が41.2%と最も高かった。飼ったことがある方では、「友人等から譲り受けた」が40.0%で最も高く、「ペットショップで購入」は29.0%であった。

(カ) そのペットを飼い始めた主な理由（問3-5、問7-5） 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-6

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	3-5. 飼い始めた理由	回答数 (n)	%
1	動物が好き	122	26.5
2	かわいい	60	13.0
3	心を癒してくれる	91	19.7
4	子供の情操教育のため	40	8.7
5	人との交流のきっかけになる	8	1.7
6	かわいそうだから	42	9.1
7	その他	43	9.3
	不明	55	11.9
	全体	461	100.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-7

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	7-5. 飼い始めた理由	回答数 (n)	%
1	動物が好き	235	28.2
2	かわいい	223	26.8
3	心を癒してくれる	63	7.6
4	子供の情操教育のため	71	8.5
5	人との交流のきっかけになる	3	0.4
6	かわいそうだから	45	5.4
7	その他	69	8.3
	不明	123	14.8
	全体	832	100.0

飼い始めた主な理由については、いずれも「動物が好き」の割合が最も高く、現在ペットを飼っている方は、26.5%、飼ったことがある方は、28.2%であった。

(キ) 亡くなったペットの遺骸の弔い方法 (問3-6、問7-8) 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-8

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	3-6. 遺骸の弔い方法	回答数 (n)	%
1	自宅の庭などに埋葬	87	18.9
2	自宅以外の場所に埋葬	29	6.3
3	生活環境事業所に依頼	50	10.8
4	民間のペット火葬・霊園業者に依頼	196	42.5
5	動物病院や獣医師に依頼	16	3.5
6	その他	33	7.2
	不明	50	10.8
	全体	461	100.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-9

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	7-8. 遺骸の弔い方法	回答数 (n)	%
1	自宅の庭などに埋葬	258	31.0
2	自宅以外の場所に埋葬	70	8.4
3	生活環境事業所に依頼	77	9.3
4	民間のペット火葬・霊園業者に依頼	155	18.6
5	動物病院や獣医師に依頼	14	1.7
6	その他	50	6.0
	不明	208	25.0
	全体	832	100.0

遺骸の弔い方法については、現在ペットを飼っている方では、「民間のペット火葬・霊園業者に依頼」の割合が42.5%と最も高かったが、飼ったことがある方では、「自宅の庭などに埋葬」の割合が31.0%と最も高く、「民間のペット火葬・霊園業者に依頼」は18.6%であった。

(ク) そのペットを飼わなくなった主な理由 (問7-6) 単数回答

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-10

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	7-6. そのペットを飼わなくなった主な理由	回答数 (n)	%
1	亡くなった	564	67.8
2	逃げた	54	6.5
3	人に譲る等して手放した	49	5.9
4	自治体に引き取ってもらった	11	1.3
5	その他	51	6.1
	不明	103	12.4
	全体	832	100.0

ペットを飼わなくなった理由については、「亡くなった」の割合が67.8%と最も高かった。

(ケ) そのペットが亡くなった主な理由 (問7-7) 単数回答

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-11

(単数回答、ペット種別の累計)

No.	7-7. そのペットが亡くなった主な理由	回答数 (n)	%
1	寿命による自然死	344	41.3
2	事故が原因によるもの	40	4.8
3	病気が原因によるもの	185	22.2
4	その他	47	5.6
	不明	216	26.0
	全体	832	100.0

ペットが亡くなった主な理由については、「寿命による自然死」が41.3%、次いで「病気が原因によるもの」が22.2%であった。

【民間のペット火葬・霊園業者に依頼しない、したことがない方のみ】

(コ) ペット火葬・霊園を利用しないと考える（利用しなかった）主な理由はどのようなことですか。（問4、問8） 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-12

(単数回答)

No.	4. ペット火葬・霊園を利用しないと考える主な理由	回答数 (n)	%
1	お金をかけてまで火葬・埋葬する必要はないと思うから	31	15.1
2	料金設定も含めて、サービス内容が十分ではないから	13	6.3
3	所在地が自宅から遠く、利用するうえで不便だから	5	2.4
4	自宅または自宅以外の場所に埋葬するのが最もよいと思うから	42	20.5
5	その他	51	24.9
	不明	63	30.7
	非該当	1,229	
	全体	205	100.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-13

(単数回答)

No.	8. ペット火葬・霊園を利用しなかった主な理由	回答数 (n)	%
1	お金をかけてまで火葬・埋葬する必要はないと思ったから	61	15.3
2	料金設定も含めて、サービス内容が十分ではなかったから	6	1.5
3	所在地が自宅から遠く、利用するうえで不便だったから	14	3.5
4	自宅または自宅以外の場所に埋葬するのが最もよいと思ったから	116	29.0
5	その他	96	24.0
	不明	107	26.8
	非該当	1,034	
	全体	400	100.0

民間のペット火葬・霊園業者に依頼しない（しなかった）主な理由については、いずれも、「その他」を除いて、「自宅または自宅以外の場所に埋葬するのが最もよいと思うから」の割合が最も高く、現在ペットを飼っている方では20.5%、飼ったことがある方では29.0%であった。

【民間のペット火葬・霊園業者に依頼する、したことがある方のみ】

(サ) ペット火葬・霊園を利用する(利用した)主な理由はどのようなことですか。  
(問5、問9) 複数回答(2つまで)

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-14

(単数回答)

No.	5. ペット火葬・霊園を利用する主な理由	回答数 (n)	%
1	手厚く弔いたいから	126	72.8
2	満足できるサービス内容だから	9	5.2
3	所在地が自宅から利用しやすい場所だから	6	3.5
4	住宅事情等から他に処理する方法、或いは埋葬する場所がないから	29	16.8
5	廃棄物として処理するのはペットに対する気持ちとして抵抗があるから	79	45.7
6	その他	2	1.2
	不明	5	2.9
	非該当	1,261	
	全体	173	100.0

累計(n)	累計(%)
256	148.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-15

(単数回答)

No.	9. ペット火葬・霊園を利用した主な理由	回答数 (n)	%
1	手厚く弔いたかったから	107	72.3
2	満足できるサービス内容だったから	20	13.5
3	所在地が自宅から利用しやすい場所だったから	18	12.2
4	住宅事情等から他に処理する方法、或いは埋葬する場所がなかったから	19	12.8
5	廃棄物として処理するのはペットに対する気持ちとして抵抗があったから	32	21.6
6	その他	4	2.7
	不明	7	4.7
	非該当	1,286	
	全体	148	100.0

累計(n)	累計(%)
207	139.9

民間のペット火葬・霊園業者に依頼する(依頼した)主な理由については、いずれも、「手厚く弔いたい(弔いたかった)」の割合が7割以上と最も高かった。現在ペットを飼っている方では「廃棄物として処理するのはペットに対する気持ちとして抵抗があるから」が45.7%であり、飼ったことがある方の21.6%よりも高い割合であった。

(シ) 具体的に利用を予定しているペット霊園がありますか。(問6) 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-16

(単数回答)

No.	6. 具体的に利用を予定しているペット霊園の有無	回答数 (n)	%
1	ある	76	43.9
2	ない	91	52.6
	不明	6	3.5
	非該当	1,261	
	全体	173	100.0

現在、ペットを飼っている方のペット霊園の利用の予定については、「ある」が43.9%、「ない」が52.6%であった。

【民間のペット火葬・霊園業者を利用予定、利用したことがある方のみ】

(ス) 利用を予定している(利用した)ペット火葬・霊園はご自宅からどれくらいの時間で行けるところにありますか。(問6-1-1、問10-1) 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-17

(単数回答)

No.	6-1-1. 利用予定のペット火葬・霊園までの距離	回答数 (n)	%
1	市内で自宅から30分未満	31	40.8
2	市内で自宅から30分以上60分未満	18	23.7
3	市内で自宅から60分以上	4	5.3
4	市外で自宅から30分未満	7	9.2
5	市外で自宅から30分以上60分未満	8	10.5
6	市外で自宅から60分以上	4	5.3
7	出張型サービスを利用予定	4	5.3
	不明	0	0.0
	非該当	1,358	
	全体	76	100.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-18

(単数回答)

No.	10-1. 利用したペット火葬・霊園までの距離	回答数 (n)	%
1	市内で自宅から30分未満	48	32.4
2	市内で自宅から30分以上60分未満	27	18.2
3	市内で自宅から60分以上	12	8.1
4	市外で自宅から30分未満	12	8.1
5	市外で自宅から30分以上60分未満	24	16.2
6	市外で自宅から60分以上	13	8.8
7	出張型サービスを利用した	6	4.1
	不明	6	4.1
	非該当	1,286	
	全体	148	100.0

利用を予定している(利用した)ペット火葬・霊園までの自宅からの距離については、いずれも、「市内で自宅から30分未満」の割合が最も高かった。

【民間のペット火葬・霊園業者を利用予定、利用したことがある方のみ】

(セ) 利用を予定している(利用した)ペット火葬・霊園の形態はどのようなものですか。(問6-1-2、問10-2) 単数回答

【現在、ペットを飼っている方】

図表2-18

(単数回答)

No.	6-1-2. 利用を予定しているペット火葬・霊園の形態	回答数 (n)	%
1	火葬して個別の墓に埋葬	14	18.4
2	火葬して合同の墓に埋葬	33	43.4
3	火葬して納骨堂に埋葬	11	14.5
4	火葬のみ利用	10	13.2
5	その他の形態	4	5.3
	不明	4	5.3
	非該当	1,358	
	全体	76	100.0

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表2-19

(単数回答)

No.	10-2. 利用したペット火葬・霊園の形態	回答数 (n)	%
1	火葬して個別の墓に埋葬	10	6.8
2	火葬して合同の墓に埋葬	72	48.6
3	火葬して納骨堂に埋葬	21	14.2
4	火葬のみ利用	40	27.0
5	その他の形態	2	1.4
	不明	3	2.0
	非該当	1,286	
	全体	148	100.0

利用を予定している(利用した)ペット火葬・霊園の形態については、いずれも、「火葬して合同の墓に埋葬」の割合が最も高かった。また、現在ペットを飼っている方では「火葬して個別の墓に埋葬」の割合が18.4%であるのに対し、飼ったことがある方は6.8%と低く、「火葬のみ利用」の割合が27.0%であった。

【民間のペット火葬・霊園業者を利用したことがある方のみ】

(ソ) 実際に利用したペット火葬・霊園のサービスは、いかがでしたか。(問 10-3)  
単数回答

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表 2-20

(単数回答)

No.	10-3. 実際に利用したペット火葬・霊園のサービス評価	回答数 (n)	%
1	とてもよかった	38	25.7
2	まずまず、よかった	72	48.6
3	どちらでもない、可もなく不可もなく	32	21.6
4	あまりよくなかった	1	0.7
5	全くよくなかった、二度と利用しない	1	0.7
	不明	4	2.7
	非該当	1,286	
	全体	148	100.0

実際に利用したペット火葬・霊園サービスの評価については、「とてもよかった」が 25.7%、「まずまず、よかった」が 48.6%であり、「よかった」とする割合が 7 割以上であった。

【「あまりよくなかった」「全くよくなかった」と評価した方のみ】

(タ) よくないと思った主な理由はどのようなものですか。(問 10-3-1)  
複数回答 (2つまで)

図表 2-21

(複数回答、2つまで)

No.	10-3-1. よくないと思った主な理由	回答数 (n)	%
1	思っていたようなサービス内容ではなかったから	1	50.0
2	広告や事前説明と異なる点があったから	0	0.0
3	会計上、不明朗と思われるような料金請求があったから	0	0.0
4	サービスにおいて不手際や不具合があったから	0	0.0
5	不満な対応があったから	1	50.0
6	その他	0	0.0
	不明	0	0.0
	非該当	1,432	
	全体	2	100.0

累計(n)	累計(%)
2	100.0

(チ) 今後、ペットを飼いたいと思いますか。(問 11) 単数回答

【これまでにペットを飼っていたことがある方】

図表 2-22

(単数回答)

No.	11. 今後のペット飼育の意向	回答数 (n)	%
1	飼いたいと思う	238	43.4
2	飼いたいとは思わない	285	52.0
	不明	25	4.6
	非該当	886	
	全体	548	100.0

今後のペット飼育の意向については、「飼いたいと思う」の割合が43.4%、「飼いたいとは思わない」の割合が52.0%であった。

【1. 飼いたいと思う」に回答した方のみ】

(ツ) 今後、ペットを飼いたいと思う主な理由はどのようなことですか。

(問 11-1-1) 単数回答

図表 2-23

(単数回答)

No.	11-1-1. 今後、ペットを飼いたいと思う主な理由	回答数 (n)	%
1	動物が好き	92	38.7
2	かわいい	39	16.4
3	心を癒してくれる	75	31.5
4	子供の情操教育のため	16	6.7
5	人との交流のきっかけになる	1	0.4
6	その他	2	0.8
	不明	13	5.5
	非該当	1,196	
	全体	238	100.0

(テ) 現在、ペットを飼っていない主な理由はどのようなことですか。

(問 11-1-2) 単数回答

図表 2-24

(単数回答)

No.	11-1-2. 現在、ペットを飼っていない主な理由	回答数 (n)	%
1	忙しくて飼うための時間がないから	74	31.1
2	飼ううえでの知識がないから	2	0.8
3	金銭的な理由	6	2.5
4	住宅事情	111	46.6
5	その他	32	13.4
	不明	13	5.5
	非該当	1,196	
	全体	238	100.0

今後ペットを飼いたい方の飼いたい主な理由については、「動物が好き」の割合が 38.7%と最も高く、次いで「心を癒してくれる」が 31.5%であった。

また、現在飼っていない理由については、「住宅事情」の割合が 46.6%と約半数を占めていた。

【2. 飼いたいとは思わない」に回答した方のみ】

(ト) 今後ペットを飼いたいとは思わない主な理由はどのようなことですか。

(問 11-2) 単数回答

図表 2-25

(単数回答)

No.	11-2. 今後ペットを飼いたいとは思わない主な理由	回答数 (n)	%
1	忙しくて飼うための時間がないから	45	15.8
2	飼ううえでの知識がないから	2	0.7
3	金銭的な事情	3	1.1
4	住宅事情	49	17.2
5	亡くなることが嫌だから	120	42.1
6	動物に興味がない、嫌いだから	6	2.1
7	その他	47	16.5
	不明	13	4.6
	非該当	1,149	
	全体	285	100.0

今後、ペットを飼いたいとは思わない主な理由については、「亡くなることが嫌だから」の割合が 42.1%と最も高かった。

### ③ペットに関する経験について

(ア) あなたはこれまでに、他の方が飼っているペットによる迷惑や、その他何らかの被害を受けたことがありますか。(問 12) 単数回答

図表3-1

(単数回答)

No.	12. ペットによる迷惑や被害の有無	回答数 (n)	%
1	ある	753	52.5
2	ない	583	40.7
	不明	98	6.8
	全体	1,434	100.0

他の方が飼っているペットによる迷惑や被害の有無については、「ある」が52.5%、「ない」が40.7%であった。

#### 【1. 「ある」に回答した方のみ】

(イ) どのような迷惑や被害でしたか。(問 12-1) 複数回答

図表3-2

(複数回答)

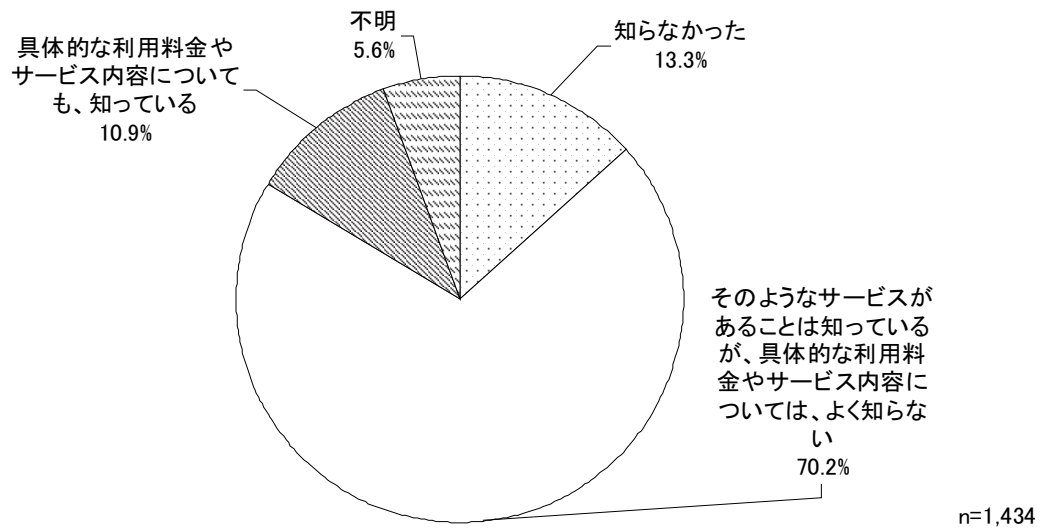
No.	12-1. 迷惑や被害の内容	回答数 (n)	%
1	糞尿の不始末や悪臭	565	75.0
2	鳴き声	347	46.1
3	毛	115	15.3
4	放し飼い	204	27.1
5	家や庭を荒らされた	132	17.5
6	襲われた	127	16.9
7	その他	54	7.2
	不明	0	0.0
	非該当	681	
	全体	753	100.0

ペットによる迷惑や被害の経験が「ある」とした方の迷惑や被害の内容については、「糞尿の不始末や悪臭」の割合が75.0%と最も高く、次いで「鳴き声」が46.1%、「放し飼い」が27.1%であった。

④ペット火葬・霊園の認知状況について

(ア) あなたは、ペットの火葬や埋葬等を行う「ペット霊園」のサービスがあることはご存知ですか。(問1) 単数回答

図表4-1



ペット火葬・霊園の認知状況については、「そのようなサービスがあることは知っているが、具体的な利用料金やサービス内容については、よく知らない」の割合が70.2%と最も高く、「具体的な利用料金やサービス内容についても、知っている」と回答した割合は10.9%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみたペット霊園の認知状況（問1）

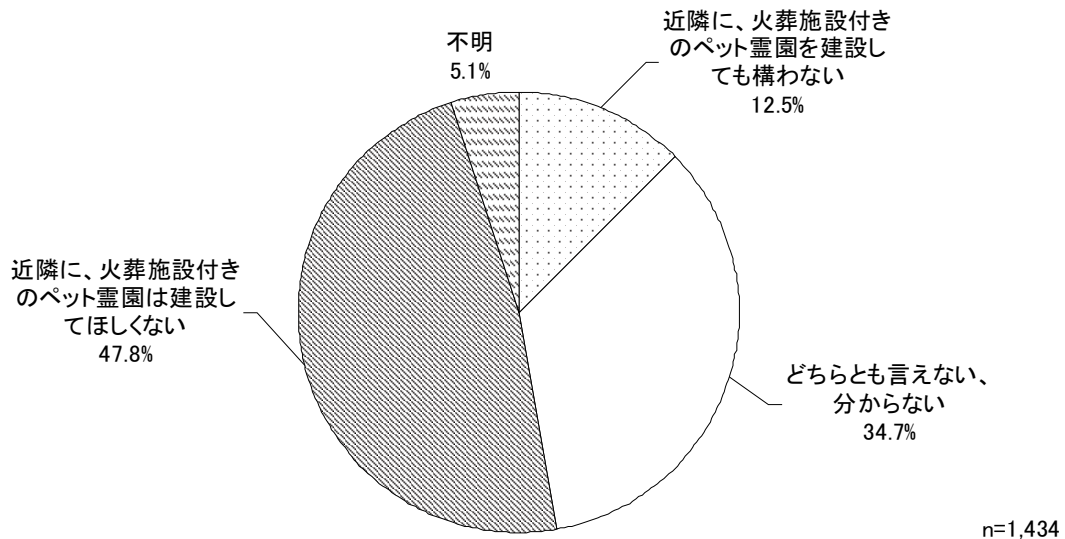
上段:n 下段:%		合計	問1 ペット霊園の認知			
			知らなかった	そのようなサービスがあることは知っているが、具体的な利用料金やサービス内容については、よく知らない	具体的な利用料金やサービス内容についても、知っている	不明
全体		1,434	191	1,007	156	80
		100.0	13.3	70.2	10.9	5.6
問2 ペット を飼っ ている か	飼っている	378	19	263	74	22
		100.0	5.0	69.6	19.6	5.8
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	548	53	384	78	33
		100.0	9.7	70.1	14.2	6.0
現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない	484	116	353	3	12	
	100.0	24.0	72.9	0.6	2.5	

ペット火葬・霊園の認知状況について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、「具体的な利用料金やサービス内容についても、知っている」とした割合は、現在ペットを飼っている方が19.6%、飼ったことがある方が14.2%であるのに対し、飼ったことがない方は0.6%であった。また、「知らなかった」とした割合は、飼ったことがない方が24.0%であり、他の割合と比べ高かった。

⑤ペット霊園の建設等について

(ア) 仮に、ご自宅の近隣に、火葬施設付きのペット霊園の建設計画があるとしたら、どのように思いますか。(問 13) 単数回答

図表5-1



自宅の近隣に火葬施設付きのペット霊園の建設計画があった場合については、「近隣に、火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくない」の割合が47.8%と最も高く、次いで「どちらとも言えない、分からない」が34.7%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみた火葬施設付きペット霊園の建設計画（問13）

図表5-2

上段:n 下段:%		合計	問13 火葬施設付きのペット霊園の建設計画			
			近隣に、火葬施設付きのペット霊園を建設しても構わない	どちらとも言えない、分からない	近隣に、火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくない	不明
全体		1,434	179	497	685	73
		100.0	12.5	34.7	47.8	5.1
問2 ペット を飼っ ている か	飼っている	378	91	164	103	20
		100.0	24.1	43.4	<b>27.2</b>	5.3
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	548	66	205	252	25
		100.0	12.0	37.4	<b>46.0</b>	4.6
	今後、飼いたいと思う(問11)	238	41	102	93	2
		100.0	17.2	42.9	39.1	0.8
	今後、飼いたいとは思わない(問11)	285	23	96	152	14
	100.0	8.1	33.7	53.3	4.9	
現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない	484	20	119	322	23	
	100.0	4.1	24.6	<b>66.5</b>	4.8	

自宅の近隣に火葬施設付きのペット霊園の建設計画があった場合について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、「近隣に、火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくない」の割合は、飼ったことがない方の割合が66.5%と最も高く、飼ったことがある方では46.0%、現在飼っている方では27.2%であった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみた火葬施設付きペット霊園の建設計画（問 13）

図表 5-3

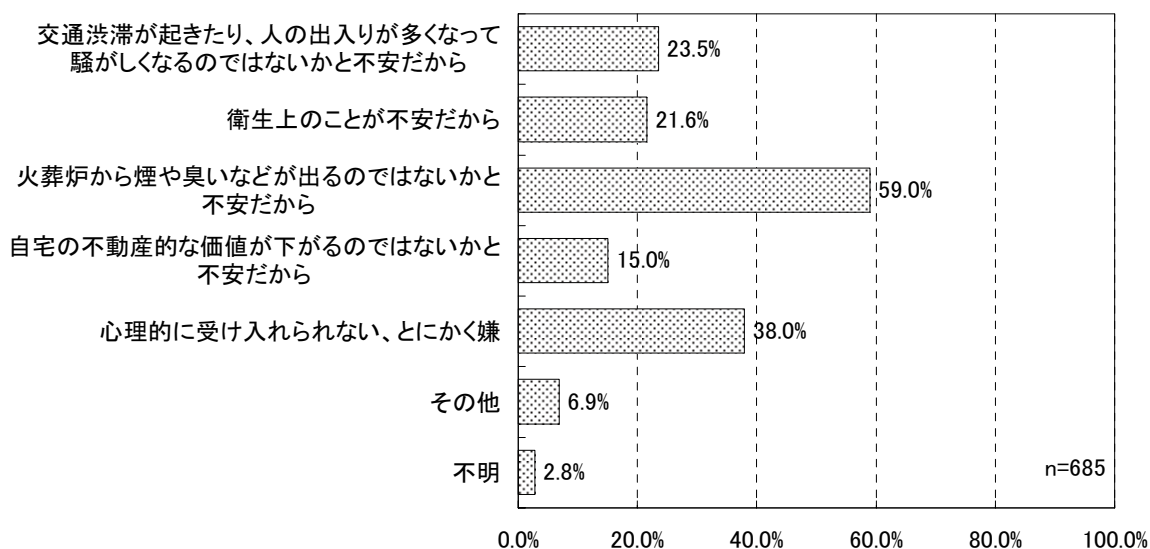
上段:n 下段:%		合計	問 13 火葬施設付きのペット霊園の建設計画			
			近隣に、火葬施設付きのペット霊園を建設しても構わない	どちらとも言えない、分からない	近隣に、火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくない	不明
全体		1,434	179	497	685	73
		100.0	12.5	34.7	47.8	5.1
問 22 自宅の 近隣の 建物や 土地の 状況	オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域	162	23	72	60	7
		100.0	14.2	44.4	37.0	4.3
	古くからの住宅が中心となっている地域	696	87	251	329	29
		100.0	12.5	36.1	47.3	4.2
	新しく開発された住宅地域	235	29	66	135	5
		100.0	12.3	28.1	57.4	2.1
	住宅と工場が混在している地域	98	11	33	51	3
		100.0	11.2	33.7	52.0	3.1
	まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域	166	21	55	80	10
		100.0	12.7	33.1	48.2	6.0
その他	29	6	12	10	1	
	100.0	20.7	41.4	34.5	3.4	

自宅の近隣に火葬施設付きのペット霊園の建設計画があった場合について、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域では、「どちらとも言えない、分からない」の割合が 44.4%と最も高いが、古くからの住宅が中心となっている地域、新しく開発された住宅地域、住宅と工場が混在している地域、まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域では、いずれも「近隣に、火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくない」の割合が最も高かった。

【「近隣に火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくない」に回答した方】

(イ) ご自宅の近隣に、火葬施設付きのペット霊園は建設してほしくないと思う主な理由は何のようなことですか。(問 13-1) 複数回答(2つまで)

図表5-4



近隣に火葬付きペット霊園を建設してほしくない主な理由については、「火葬炉から煙や臭いなどが出るのでないかと不安だから」の割合が59.0%と最も高く、次いで「心理的に受け入れられない、とにかく嫌」が38.0%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみた火葬施設付きペット霊園を建設してほしくない理由（問 13-1）

図表5-5

上段:n 下段:%		合計	問 13-1 火葬施設付きを建設してほしくない理由						
			交通渋滞が起きたり、人の出入りが多くなって騒がしくなるのではないかと不安だから	衛生上のことが不安だから	火葬炉から煙や臭いなどが出るのはないかと不安だから	自宅の不動産的な価値が下がるのではないかと不安だから	心理的に受け入れられない、とにかく嫌	その他	不明
全体		685	161	148	404	103	260	47	19
		100.0	23.5	21.6	59.0	15.0	38.0	6.9	2.8
問2 ペットを飼っているか	飼っている	103	25	16	57	22	34	13	0
		100.0	24.3	15.5	<b>55.3</b>	21.4	<b>33.0</b>	12.6	0.0
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	252	61	55	154	33	91	16	3
		100.0	24.2	21.8	<b>61.1</b>	13.1	<b>36.1</b>	6.3	1.2
現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない	322	74	75	187	47	133	18	15	
	100.0	23.0	23.3	<b>58.1</b>	14.6	<b>41.3</b>	5.6	4.7	

近隣に火葬付きペット霊園を建設してほしくない主な理由について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、いずれも「火葬炉から煙や臭いなどが出るのはないかと不安だから」の割合が最も高いが、「心理的に受け入れられない、とにかく嫌」については、現在飼っている方の割合が 33.0%と最も低く、飼ったことがある方は 36.1%、飼ったことがない方は 41.3%であった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別(問 22)にみた火葬施設付きペット霊園を建設してほしくない理由(問 13-1)

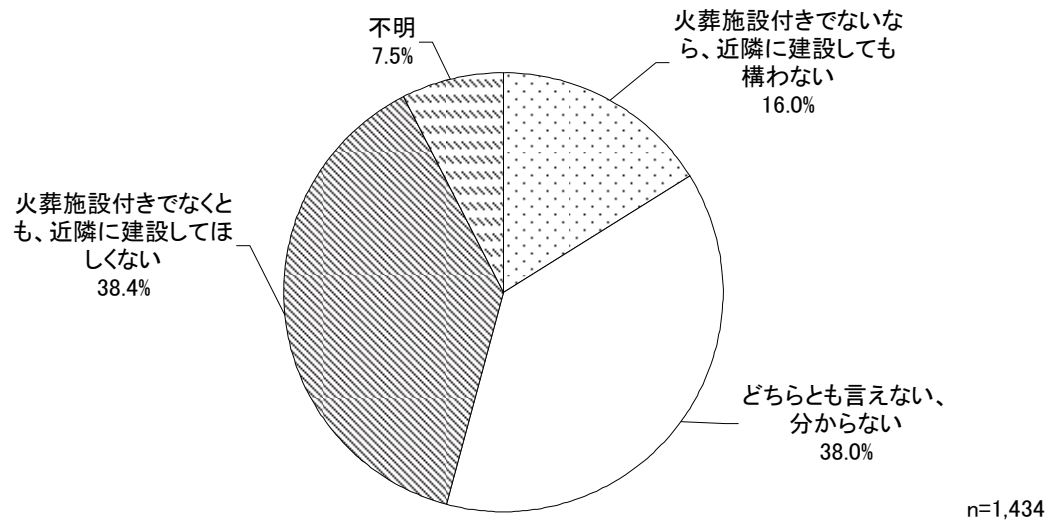
図表 5-6

上段:n 下段:%		合計	問 13-1 火葬施設付きを建設してほしくない理由						
			交通渋滞が起きたり、人の出入りが多くなって騒がしくなるのではないかと不安だから	衛生上のことが不安だから	火葬炉から煙や臭いなどが出るのはないかと不安だから	自宅の不動産的な価値が下がるのではないかと不安だから	心理的に受け入れられない、とにかく嫌	その他	不明
全体		685	161	148	404	103	260	47	19
		100.0	23.5	21.6	59.0	15.0	38.0	6.9	2.8
問 22 自宅の 近隣の 建物や 土地の 状況	オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域	60	12	14	34	8	19	4	4
		100.0	20.0	23.3	<b>56.7</b>	13.3	31.7	6.7	6.7
	古くからの住宅が中心となっている地域	329	85	72	199	47	115	21	9
		100.0	25.8	21.9	<b>60.5</b>	14.3	35.0	6.4	2.7
	新しく開発された住宅地域	135	32	19	74	22	60	15	2
		100.0	23.7	14.1	<b>54.8</b>	16.3	44.4	11.1	1.5
	住宅と工場が混在している地域	51	9	16	33	11	24	0	0
		100.0	17.6	31.4	<b>64.7</b>	21.6	47.1	0.0	0.0
まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域	80	19	21	50	8	30	5	1	
	100.0	23.8	26.3	<b>62.5</b>	10.0	37.5	6.3	1.3	
その他		10	1	4	6	3	3	2	0
		100.0	10.0	40.0	60.0	30.0	30.0	20.0	0.0

近隣に火葬付きペット霊園を建設してほしくない主な理由について、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、いずれの地域でも「火葬炉から煙や臭いなどが出るのはないかと不安だから」の割合が最も高かった。

(ウ) 仮に、ご自宅の近隣に、火葬施設は付いていないペット霊園の建設計画があるとしたら、どのように思いますか。(問 14) 単数回答

図表5-7



自宅の近隣に火葬施設付きでないペット霊園の建設計画があった場合については、「火葬施設付きでなくとも、ペット霊園は建設してほしくない」の割合が38.4%と最も高く、次いで「どちらとも言えない、分からない」が38.0%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみた火葬施設は付いていないペット霊園の建設計画（問14）

図表5-8

上段:n 下段:%		合計	問14 火葬施設は付いていないペット霊園の建設計画				
			火葬施設 付きでない なら、近隣 に建設して も構わない	どちらとも 言えない、 分からない	火葬施設 付きでなく とも、近隣 に建設して ほしくない	不明	
全体		1,434	230	545	551	108	
		100.0	16.0	38.0	38.4	7.5	
問2 ペット を飼っ ている か	飼っている	378	91	171	85	31	
		100.0	24.1	45.2	<b>22.5</b>	8.2	
	現在は飼っていないが、これまでに飼っ たことはある	今後、飼いたいと思う(問11)	548	90	218	202	38
			100.0	16.4	39.8	<b>36.9</b>	6.9
		今後、飼いたいとは思わない(問11)	238	53	102	74	9
		100.0	22.3	42.9	31.1	3.8	
	今後、飼いたいとは思わない(問11)	285	35	111	120	19	
	100.0	12.3	38.9	42.1	6.7		
現在も飼っていないし、これまでも飼 ったことはない	484	46	148	257	33		
	100.0	9.5	30.6	<b>53.1</b>	6.8		

自宅の近隣に火葬施設付きでないペット霊園の建設計画があった場合について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、「火葬施設付きでなくとも、近隣に建設してほしくない」の割合は、飼ったことがない方の割合が53.1%と最も高く、飼ったことがある方では36.9%、現在飼っている方では22.5%であった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみた火葬施設は付いていないペット霊園の建設計画（問 14）

図表 5-9

上段:n 下段:%		合計	問 14 火葬施設は付いていないペット霊園の建設計画			
			火葬施設 付きでない なら、近隣 に建設して も構わない	どちらとも 言えない、 分からない	火葬施設 付きでなく とも、近隣 に建設して ほしくない	不明
全体		1,434	230	545	551	108
		100.0	16.0	38.0	38.4	7.5
問 22 自宅の 近隣の 建物や 土地の 状況	オフィスビル、商業ビル、商店などが ある地域	162	37	66	47	12
		100.0	22.8	<b>40.7</b>	29.0	7.4
	古くからの住宅が中心となっている 地域	696	107	275	269	45
		100.0	15.4	<b>39.5</b>	38.6	6.5
	新しく開発された住宅地域	235	30	86	110	9
		100.0	12.8	36.6	<b>46.8</b>	3.8
	住宅と工場が混在している地域	98	17	40	38	3
		100.0	17.3	<b>40.8</b>	38.8	3.1
	まわりに田畑や山林などの緑が残さ れている地域	166	26	65	61	14
		100.0	15.7	<b>39.2</b>	36.7	8.4
	その他	29	8	8	9	4
		100.0	27.6	27.6	31.0	13.8

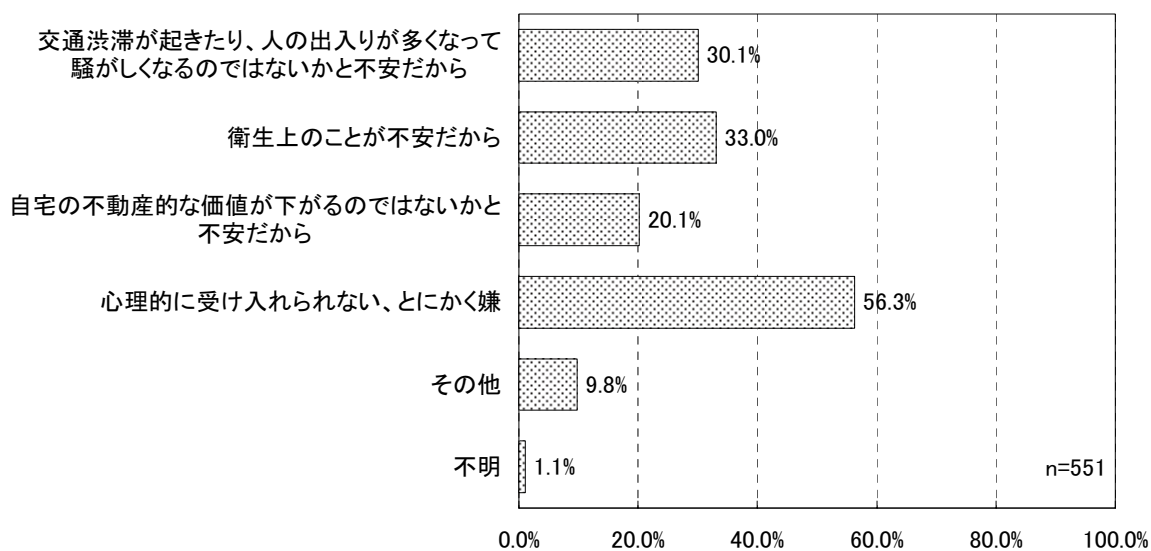
自宅の近隣に火葬施設付きでないペット霊園の建設計画があった場合について、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域では、「どちらとも言えない、分からない」の割合が 40.7%と、「火葬施設付きでなくとも、近隣に建設してほしくない」の割合に比べ 10%以上高いが、古くからの住宅が中心となっている地域、住宅と工場が混在している地域、まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域では、「どちらとも言えない、分からない」と「火葬施設付きでなくとも、近隣に建設してほしくない」がほぼ同じ割合であった。

新しく開発された住宅地域のみ、「火葬施設付きでなくとも、近隣に建設してほしくない」の割合が 46.8%と高かった。

【「火葬施設付きでなくとも、近隣に建設してほしくない」に回答した方】

(エ) ご自宅の近隣に、火葬施設付きであるか付きでないかに係らず、ペット霊園は建設してほしくないと思う主な理由はどのようなことですか。(問 14-1)  
複数回答(2つまで)

図表5-10



近隣に火葬施設の有無を問わずペット霊園を建設してほしくない主な理由については、「心理的に受け入れられない、とにかく嫌」の割合が56.3%と最も高かった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみた火葬施設に係らず建設してほしくない理由（問 14-1）

図表5-11

上段:n 下段:%		合計	問 14-1 火葬施設に係らず建設してほしくない理由					
			交通渋滞が起きたり、人の出入りが多くなって騒がしくなるのではないかと不安だから	衛生上のことが不安だから	自宅の不動産的な価値が下がるのではないかと不安だから	心理的に受け入れられない、とにかく嫌	その他	不明
全体		551	166	182	111	310	54	6
		100.0	30.1	33.0	20.1	56.3	9.8	1.1
問 2 ペットを飼っているか	飼っている	85	27	21	20	38	14	1
		100.0	31.8	24.7	23.5	<b>44.7</b>	16.5	1.2
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	202	62	62	34	109	23	2
		100.0	30.7	30.7	16.8	<b>54.0</b>	11.4	1.0
現在も飼っていないし、これまでに飼ったことはない	257	76	96	57	159	17	2	
	100.0	29.6	37.4	22.2	<b>61.9</b>	6.6	0.8	

近隣に火葬施設の有無を問わずペット霊園を建設してほしくない主な理由について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、いずれも「心理的に受け入れられない、とにかく嫌」の割合が最も高いが、現在飼っている方の割合が 44.7%と最も低く、飼ったことがある方は 54.0%、飼ったことがない方は 61.9%であった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみた火葬施設に係らず建設してほしくない理由（問 14-1）

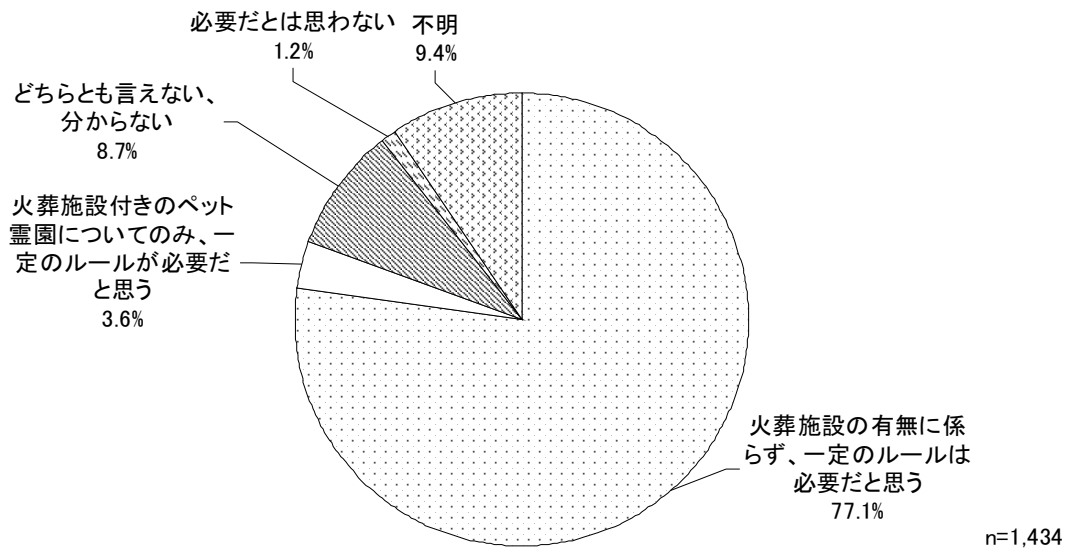
図表5-12

上段:n 下段:%		合計	問 14-1 火葬施設に係らず建設してほしくない理由					不明
			交通渋滞が起きたり、人の出入りが多くなって騒がしくなるのではないかと不安だから	衛生上のことが不安だから	自宅の不動産的な価値が下がるのではないかと不安だから	心理的に受け入れられない、とにかく嫌	その他	
全体		551	166	182	111	310	54	6
		100.0	30.1	33.0	20.1	56.3	9.8	1.1
問 22 自宅の 近隣の 建物や 土地の 状況	オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域	47	9	17	9	27	6	1
		100.0	19.1	36.2	19.1	57.4	12.8	2.1
	古くからの住宅が中心となっている地域	269	88	89	51	147	23	4
		100.0	32.7	33.1	19.0	54.6	8.6	1.5
	新しく開発された住宅地域	110	28	30	25	68	13	0
		100.0	25.5	27.3	22.7	61.8	11.8	0.0
	住宅と工場が混在している地域	38	9	14	11	25	2	0
		100.0	23.7	36.8	28.9	65.8	5.3	0.0
まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域	61	23	24	9	32	5	1	
	100.0	37.7	39.3	14.8	52.5	8.2	1.6	
その他	9	3	2	3	3	4	0	
	100.0	33.3	22.2	33.3	33.3	44.4	0.0	

近隣に火葬施設の有無を問わずペット霊園を建設してほしくない主な理由について、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、いずれの地域でも「心理的に受け入れられない、とにかく嫌」の割合が 5 割以上であった。また、「交通渋滞が起きたり、人の出入りが多くなって騒がしくなるのではないかと不安だから」については、古くからの住宅が中心となっている地域、まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域で 3 割以上、「衛生上のことが不安だから」については、新しく開発された住宅地域以外の全ての地域で、3 割以上となっていた。

(オ) 市内におけるペット霊園の整備や運営について、一定のルールが必要だと思いますか。(問 15) 単数回答

図表5-13



ペット霊園の整備や運営に関する一定のルールの必要性については、「火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う」の割合が77.1%と最も高く、次いで「どちらとも言えない、分からない」が8.7%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみたペット霊園の整備に関するルールの必要性（問15）

図表5-14

上段:n 下段:%		合計	問15 ペット霊園の整備に関するルールの必要性				
			火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う	火葬施設付きのペット霊園についてのみ、一定のルールが必要だと思う	どちらとも言えない、分からない	必要だとは思わない	不明
全体		1,434	1,106	51	125	17	135
		100.0	77.1	3.6	8.7	1.2	9.4
問2 ペットを飼っているか	飼っている	378	285	22	38	3	30
		100.0	<b>75.4</b>	5.8	10.1	0.8	7.9
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	548	442	12	36	6	52
		100.0	<b>80.7</b>	2.2	6.6	1.1	9.5
	現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない	484	365	17	46	8	48
		100.0	<b>75.4</b>	3.5	9.5	1.7	9.9

ペット霊園の整備や運営に関する一定のルールの必要性について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、いずれも「火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う」の割合が最も高かった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみたペット霊園の整備に関するルールの必要性（問 15）

図表5-15

上段:n 下段:%		合計	問 15 ペット霊園の整備に関するルールの必要性				
			火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う	火葬施設付きのペット霊園についてのみ、一定のルールが必要だと思う	どちらとも言えない、分からない	必要だとは思わない	不明
全体		1,434	1,106	51	125	17	135
		100.0	77.1	3.6	8.7	1.2	9.4
問 22 自宅の 近隣の 建物や 土地の 状況	オフィスビル、商業ビル、商店など がある地域	162	126	9	11	0	16
		100.0	<b>77.8</b>	5.6	6.8	0.0	9.9
	古くからの住宅が中心となっている 地域	696	550	26	61	8	51
		100.0	<b>79.0</b>	3.7	8.8	1.1	7.3
	新しく開発された住宅地域	235	192	6	15	4	18
		100.0	<b>81.7</b>	2.6	6.4	1.7	7.7
	住宅と工場が混在している地域	98	80	4	12	0	2
		100.0	<b>81.6</b>	4.1	12.2	0.0	2.0
まわりに田畑や山林などの緑が残 されている地域	166	127	4	20	3	12	
	100.0	<b>76.5</b>	2.4	12.0	1.8	7.2	
その他	29	20	2	4	1	2	
	100.0	<b>69.0</b>	6.9	13.8	3.4	6.9	

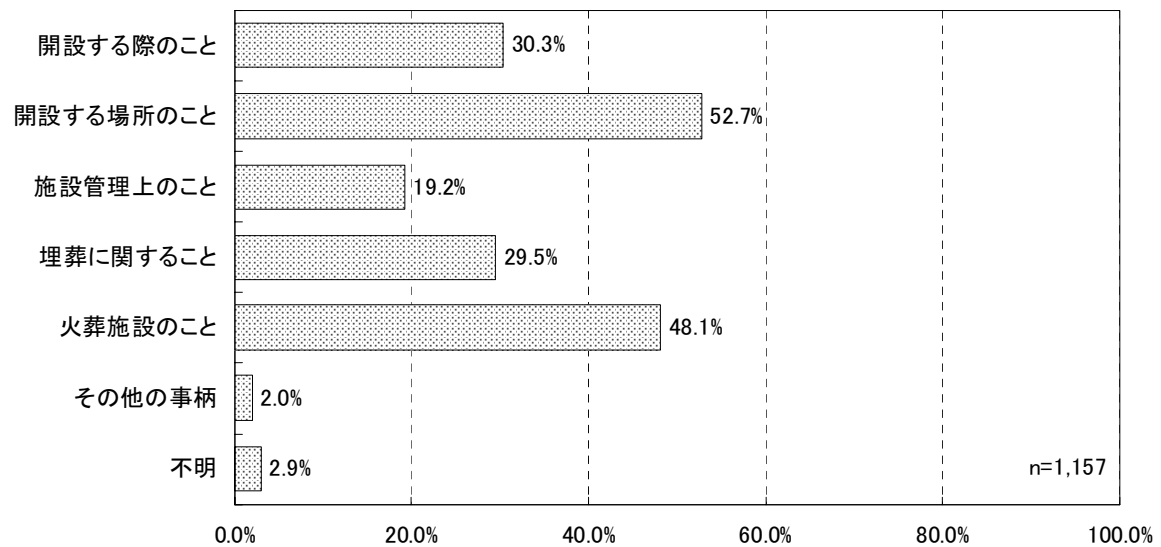
ペット霊園の整備や運営に関する一定のルールの必要性について、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、いずれも「火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う」の割合が最も高かった。

【「火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う」または、「火葬施設付きのペット霊園についてのみ、一定のルールが必要だと思う」に回答した方】

(カ) ルールづくりが必要だと思う具体的な事柄はどのようなことですか。

(問 15-1-1) 複数回答(2つまで)

図表5-16



必要と考えるルールの内容については、「開設する場所のこと」の割合が52.7%と最も高く、次いで「火葬施設のこと」が48.1%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみたルールづくりが必要だと思う事柄（問 15-1-1）

図表5-17

上段:n 下段:%		合計	問 15-1-1 ルールづくりが必要だと思う事柄						
			開設する際のこと	開設する場所のこと	施設管理上のこと	埋葬に関すること	火葬施設のこと	その他の事柄	不明
全体		1,157	351	610	222	341	557	23	34
		100.0	30.3	52.7	19.2	29.5	48.1	2.0	2.9
問2 ペット を飼 って いる か	飼っている	307	99	140	69	82	149	11	9
		100.0	32.2	45.6	22.5	26.7	48.5	3.6	2.9
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	454	124	244	88	146	225	6	10
		100.0	27.3	53.7	19.4	32.2	49.6	1.3	2.2
現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない	382	123	221	63	108	175	6	14	
	100.0	32.2	57.9	16.5	28.3	45.8	1.6	3.7	

必要と考えるルールの内容について、ペットの飼育状況別（問2）にみると、現在飼っている方は、「火葬施設のこと」の割合が48.5%と最も高く、次いで「開設する場所のこと」が45.6%であったが、飼ったことがある方、飼ったことがない方については、「開設する場所のこと」についてルールが必要とした割合が最も高かった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみたルールづくりが必要だと思う事柄（問 15-1-1）

図表 5-18

上段:n 下段:%		合計	問 15-1-1 ルールづくりが必要だと思う事柄						
			開設する際のこと	開設する場所のこと	施設管理上のこと	埋葬に関すること	火葬施設のこと	その他の事柄	不明
全体		1,157	351	610	222	341	557	23	34
		100.0	30.3	52.7	19.2	29.5	48.1	2.0	2.9
問 22 自宅の 近隣の 建物や 土地の 状況	オフィスビル、商業ビル、商店 などがある地域	135	52	58	24	49	65	4	2
		100.0	38.5	43.0	17.8	36.3	48.1	3.0	1.5
	古くからの住宅が中心となっ ている地域	576	167	317	120	170	264	10	17
		100.0	29.0	55.0	20.8	29.5	45.8	1.7	3.0
	新しく開発された住宅地域	198	60	118	33	51	102	3	4
		100.0	30.3	59.6	16.7	25.8	51.5	1.5	2.0
	住宅と工場が混在している地 域	84	26	44	11	31	41	2	2
		100.0	31.0	52.4	13.1	36.9	48.8	2.4	2.4
まわりに田畑や山林などの緑 が残されている地域	131	39	58	26	36	70	3	4	
	100.0	29.8	44.3	19.8	27.5	53.4	2.3	3.1	
その他	22	4	10	7	4	13	1	0	
	100.0	18.2	45.5	31.8	18.2	59.1	4.5	0.0	

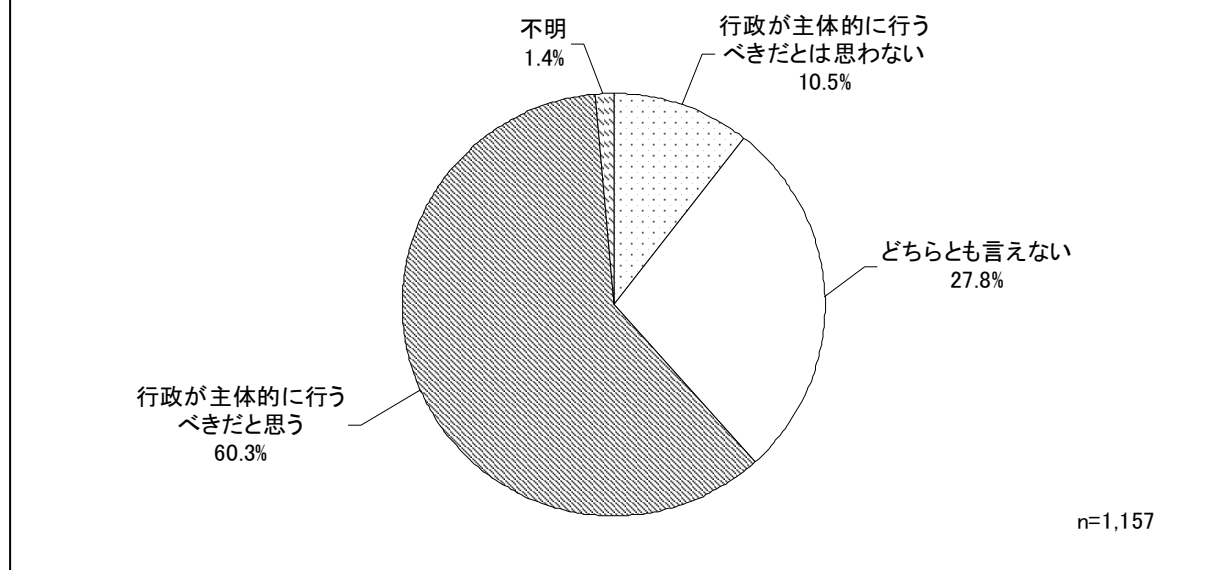
必要と考えるルールの内容について、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、古くからの住宅が中心となっている地域、新しく開発された住宅地域、住宅と工場が混在している地域では、「開設する場所のこと」についてルールが必要とした割合が最も高かった。

【「火葬施設の有無に係らず、一定のルールは必要だと思う」または、「火葬施設付きのペット霊園についてのみ、一定のルールが必要だと思う」に回答した方】

(キ) ペット霊園についてのルールづくりは、行政が主体的に行うべきだと思いますか。

(問 15-1-2) 単数回答

図表5-19



行政の主体的なルールづくりについては、「行政が主体的に行うべきだと思う」の割合が60.3%、次いで「どちらとも言えない」が27.8%であった。

■ ペットの飼育状況別（問2）にみたルールづくりは行政が行うべきか（問 15-1-2）

図表5-20

上段:n 下段:%		合計	問 15-1-2 ルールづくりは行政が行うべきか			
			行政が主体的に行うべきだとは思わない	どちらとも言えない	行政が主体的に行うべきだと思う	不明
全体		1,157	121	322	698	16
		100.0	10.5	27.8	<b>60.3</b>	1.4
問 2 ペットを飼っているか	飼っている	307	29	80	194	4
		100.0	9.4	26.1	<b>63.2</b>	1.3
	現在は飼っていないが、これまでに飼ったことはある	454	48	138	264	4
		100.0	10.6	30.4	<b>58.1</b>	0.9
	現在も飼っていないし、これまでも飼ったことはない	382	43	100	231	8
		100.0	11.3	26.2	<b>60.5</b>	2.1

行政の主体的なルールづくりについて、ペットの飼育状況別（問2）にみると、いずれも「行政が主体的に行うべきだと思う」の割合が最も高かった。

■ 自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみたルールづくりは行政が行うべきか（問 15-1-2）

図表5-21

上段:n 下段:%		合計	問 15-1-2 ルールづくりは行政が行うべきか			
			行政が主体的に行うべきだとは思わない	どちらとも言えない	行政が主体的に行うべきだと思う	不明
全体		1,157	121	322	698	16
		100.0	10.5	27.8	60.3	1.4
問 22 自宅の近隣の建物や土地の状況	オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域	135	18	49	66	2
		100.0	13.3	36.3	48.9	1.5
	古くからの住宅が中心となっている地域	576	63	165	337	11
		100.0	10.9	28.6	58.5	1.9
	新しく開発された住宅地域	198	13	39	145	1
		100.0	6.6	19.7	<b>73.2</b>	0.5
	住宅と工場が混在している地域	84	9	21	53	1
		100.0	10.7	25.0	63.1	1.2
	まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域	131	15	36	79	1
		100.0	11.5	27.5	60.3	0.8
	その他	22	2	8	12	0
		100.0	9.1	36.4	54.5	0.0

行政の主体的なルールづくりについて、自宅の近隣の建物や土地の状況別（問 22）にみると、「行政が主体的に行うべきだと思う」については、他の地域に比べ、新しく開発された住宅地域が 73.2%と高かった。

### (3) まとめ

#### 【ペット霊園のニーズ】

- ペット飼育者は全体の約 25%（過去に飼っていた方も含めると約 70%）  
【問 2 (P16)】
- ペット飼育者の約 40%が、具体的にペット霊園の利用を予定している。  
【問 3-6 (P20)】
- 自宅近くの施設を利用している。（または利用を検討している。）  
【問 6-1-1、10-1 (P25)】
- 利用した際の満足度は高い（約 75%）（トラブルもなし） 【問 10-3 (P27)】

#### 【ペット霊園に対する規制の視点】

- 約 50%が近隣に火葬施設付き施設は建設してほしくない。（火葬施設無しでも約 40%）  
【問 13 (P34)】【問 14 (P40)】
- 理由としては、主に、火葬炉からの煙や臭い（約 60%）及び心理的なもの（約 40%）  
【問 13-1 (P37)】
- 約 80%が、ルールづくりが必要だと考え、約 60%が行政主導とすべきと考えている。  
【問 15 (P46)】【問 15-1-2 (P52)】
- 規制の対象としては、開設場所（約 50%）、火葬炉（約 50%）が上位を占める。  
【問 15-1-1 (P49)】

ペット飼育者の霊園の利用ニーズは高まっており、利用に際しては利便性の高さを求めているが、火葬炉からの悪臭等や施設自体への嫌悪感から、自宅近隣での施設建設について反対が多く、行政主導によるルールづくりには肯定的である。

## 4 ペット霊園の適正配置に向けた考え方について

### (1) ペット霊園に関する川崎市の基本的な考え方

川崎市では、ペットのうち、多数を占める犬・猫について死亡数を推計すると、年間約10,000頭程度と考えられる（P8参照）。ペットの火葬については、「廃棄物」として生活環境事業所（専用の焼却炉）で焼却するという方法と、遺骨等を希望する場合には、民間のペット葬儀社へ依頼して火葬するという方法が考えられる。

また、市民意識実態調査の結果を踏まえると、ペット霊園等についてはある程度ニーズがあり、一定の必要性が認められるが、公衆衛生、生活環境の観点から、一定の市民の理解を得る形での適正な配置をめざしていくためのルールづくりが必要と考えられる。

ルールづくりの手法としては、公衆衛生、生活環境の観点とともに、土地利用調整の観点からの規制が考えられ、適正配置のめざすべき方向性から、どのような観点での規制・調整を行うかが問題となる。

### (2) ペット霊園等の施設の設置に関する現行法規制について

ペット霊園等の施設の設置に関する現行法規制についてみると、①「公衆衛生」の観点からは、墓地埋葬法、墓地等の経営の許可等に関する条例等、②「環境」の観点からは、廃棄物処理法、大気汚染防止法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例等、③「土地・建物利用調整」の観点からは、都市計画法、建築基準法、建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等がある。

しかしながら、墓地埋葬法等の「公衆衛生」の観点からの規制については、人の墓地を対象としており、廃棄物処理法等の「環境」の観点からの規制については、ペットが廃棄物に含まれないため、規制の対象外となっているケースが多く、都市計画法等の「土地・建物利用調整」の観点からは、焼却室や休憩室などの建物があるケースについては規制の対象となるが、事業者が移動式の火葬炉を活用しているようなケースについては、有効な規制とならない。この点について、例えば、建築基準法を例に採ると、同法第48条別表による用途地域内の建築制限として、ペット霊園が建築物を伴うときに、焼却室、事務室、礼拝室、休憩室等の用途が考えられるが、これらを伴うと、基本的には、第1・2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域には、これらの建築物を建てることができない。（表1「ペット霊園等の施設の設置に関する現行法規制」参照）

また、平成16年に、泉健太衆議院議員により提出された「動物霊園（ペット霊園）事業に関する質問主意書」に対する政府の回答でも、**ペット霊園について規制等を行っておらず、そのような事務を所管する部局も存在しない**としている。

つまり、火葬施設、礼拝堂などの建築物の建築を伴う場合は、建築規制や開発規制等、個別法の適用がある。しかし、ペット葬祭施設等の用途での基準等は設定されておらず、また、ペット霊園総体として規制する法的枠組も存在せず、実態的には法の空白領域となっている。

ペット霊園等の施設の設置に関する現行法規制（表1）

	法令名	設置規制対象	規制内容等	ペット霊園（焼却施設等）との関係
1	墓地埋葬法	墓地・納骨堂・火葬場	許可	人の墓地を対象としており、動物（ペット）については対象外。
2	墓地等の経営の許可等に関する <b>条例</b>	同上	市長協議、標識の設置、説明会の開催、近隣住民等との協議、立入調査、違反事実の公表、経営者を市内に事務所を有する宗教法人に限定、住宅等との水平距離110m以上など	同上
3	廃棄物処理法	一般廃棄物処理施設	許可 条件；周辺の生活環境に適切に配慮がなされているなど	動物の死骸は、法2条1項に規定する廃棄物であるが、ペットの死骸は解釈上廃棄物に当たらず規制の対象外。
4	大気汚染防止法	規定以上の廃棄物焼却炉	ばい煙発生施設の設置の届出 大気汚染物質排出基準遵守義務	動物の死骸は、廃棄物であるが、ペットの死骸は解釈上廃棄物に当たらず規制の対象外。
5	悪臭防止法	工場その他の事業場	規制地域の指定（特定悪臭物質の規制基準の設定） ※川崎市内は市街化区域全域。 敷地境界若しくは排出口又は排水での規制基準。	ペット霊園自体も対象。
6	公害防止等生活環境の保全に関する <b>条例</b>	工場及び事業場	指定事業所の設置許可、表示板の掲示、環境配慮書の作成、 大気汚染物質等の規制基準設定	ペット霊園自体は指定事業所には含まれず対象外。
7	都市計画法	一定規模以上の開発行為（建築物の建設又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	施設形態・規模により、開発許可が必要。 ※市街化区域については500㎡以上が規制対象。市街化調整区域については全て規制対象。	火葬施設、礼拝堂など建築物の建築を伴う場合は、建築規制や開発規制等、個別法の適用がある。しかし、「ペット葬祭施設」等の用途での基準等は設定されておらず、また、ペット霊園総体として規制する法的枠組みも存在しない。
8	建築基準法	建築物・特殊建築物等	建築物の建築等に関する申請・確認	
9	建築行為及び開発行為に関する <b>総合調整条例</b>	一定規模以上の建築行為・開発行為	事前届出書の提出、標識の設置、説明会の開催、要望書への回答 など	

### (3) 他都市におけるペット霊園事業の規制に向けた取組

ペット霊園については、昨今のペットブームの中で、長年連れ添ったペットを丁重に供養したい飼い主の希望が増え、全国的に建設が進んでおり、ペット霊園事業者と周辺住民とのトラブルが発生しているケースが散見される。先ほどみたように、ペット霊園については、火葬施設、礼拝堂など建築物の建築を伴う場合は、建築規制や開発規制等、個別法の適用がある。しかし、ペット葬祭施設等の用途での基準等は設定されておらず、また、ペット霊園総体として規制する法的枠組も存在せず、実態的には法の空白領域となっている。そのため、ペット霊園事業者と周辺住民との相隣紛争に発展している事例を抱える自治体を中心に、ペット霊園を規制する条例を策定する自治体が増えてきている。

ここでは、ペット霊園規制条例を策定している先行都市の取組とともに、土地利用調整等の枠組の中で規制・調整を行っている自治体の取組を紹介する。

#### ① ペット霊園規制条例による規制の取組

ペット霊園を規制する条例は、埼玉、千葉、東京など首都圏で多く制定されている。住宅市街地が発達している地域で、ペット霊園によってもたらされる生活環境の悪化がその要因と思われる。また、一部の地方都市や中山間地の自治体でも制度化されているが、実際に地域での課題に基づいた取組と考えられる。

前述のように、ペット霊園への規制の観点としては、(ア)公衆衛生、(イ)生活環境、(ウ)土地利用調整の3つの観点と考えられるが、多くの条例では、人の墓地を規制する墓地埋葬法と類似の規制目的として、公衆衛生上住民に与える不安の除去や生活環境の保全を掲げているケースが多く見受けられる。

条例の対象としては、ペットの遺骸を埋葬する専用の墓地や納骨堂、専用の火葬炉を対象としているケースが多い。規制の方法としては、多くの条例で、ペット霊園の設置について許可制が採られている。先行都市の千葉県市原市の条例が許可制を採用していることが影響しているものと考えられる。また、許可制に加え、首長協議、標識設置、住民説明・協議などの手続の前置を行っているケースが一般的と考えられる。

さらに、一歩進めて、対象施設からの距離制限を設け許可基準としているケースもある。この点については、ペット霊園事業者に憲法上営業の自由も認められるため、不許可とした場合に、訴訟に発展するケースも考えられ、慎重な対応が必要と考えられる。

また、許可制を採る条例については、実効性確保手段として、取消権の行使、違反者に対する使用禁止命令、改善勧告を経た改善命令などの不利益処分を設けたり、命令の違反事実の公表等の措置が採られている。

先行都市における条例の内容の詳細は、次項（表2）のとおりとなっている。

先行都市におけるペット霊園規制条例の一覧（表2）

条例名	目的	規制方法	規制の実効性確保手段	その他の規定
1 千葉県市原市ペット霊園の設置の適正化に関する条例（平成13年1月施行）	・公衆衛生上住民に与える不安除去 ・霊園設置者の権利と周辺住民の平穩に生活する権利の調和	1 許可制 (1) 許可基準：①一定施設等からの距離制限（住居から50m以上）※居住世帯代表者の相当数以上の同意により除外、②立地土地基準・③施設基準・④焼却炉構造基準・⑤関係法令との調整	1 基準不適合に対する許可取消 2 許可取消された者・無許可設置者に対する使用禁止命令 3 完了時の確認に基づく基準不適合に対する是正命令	1 完了届→市の確認 2 適正管理 3 承継・廃止届等
2 和歌山県橋本市ペット霊園の設置等に関する条例（平成13年7月施行） ※合併により新条例制定（平成18年3月施行）	・ペット霊園の公衆衛生上住民に与える不安除去 ・周辺住民の生活環境の安全	1 許可制 (1) 許可基準：①人家・学校・病院・公園から100m以上・火葬炉200m以上※人家は居住世帯代表者の3分の2以上の同意により除外、②立地土地基準・③施設基準・④焼却炉構造基準・⑤関係法令との調整、⑥関係者の同意（隣接土地所有者・自治会代表者）	(市原市条例と同様)	1 完了届→市の確認 2 適正管理 3 承継・廃止届等 4 報告徴収・立入検査
3 埼玉県日高市ペット霊園の設置等に関する条例（平成14年4月）	(橋本市条例と同様)	1 許可制 (1) 許可基準：①公共施設（公園・学校・保育所・病院等）・住居から100m以上※住居は居住世帯代表者全員の同意により除外、②立地土地基準・③施設基準・④焼却炉構造基準・⑤関係法令との調整、⑥関係者の同意（隣接土地所有者）	1 許可基準・条例違反→改善勧告・改善命令 2 不正手段による許可・改善命令違反→許可取消 3 無許可設置者に対する使用禁止命令→命令違反に対する公表	1 完了届→市の確認 2 適正管理 3 承継・廃止届等 4 報告徴収・立入検査 5 変更許可・変更届
4 東京都板橋区ペット火葬場等の新設等に係る計画の事前公表等に関する条例（平成15年7月施行） ※条例改正（平成21年4月施行）	・身近な近隣関係の保持 ・地域における健全な生活環境の維持・向上	1 事前公表等の手続 (1) 標識の設置（区長への届出）、(2) 隣接住民・近隣住民への説明、(3) 隣接・近隣住民からの申出に基づく協議	1 事業者と隣接・近隣住民との事前協議に係る区長の調整 2 標識設置・住民説明・住民との協議に係る区長からの指導 3 2に従わない場合の勧告→公表	ペット霊園設置者等の責務規定
5 新潟県柏崎市ペット葬祭施設の設置等に関する条例（平成16年1月施行）	(橋本市条例と同様)	1 許可申請前の説明会実施 2 許可制 (1) 許可基準：①公共施設に隣接しない、②立地土地基準・③施設基準・④焼却炉構造基準・⑤関係法令との調整、⑥関係者の同意（隣接土地所有者・地元町内会の世帯の過半数）、⑦焼却方法・⑧土葬不可 (2) 許可条件（生命・身体・財産への危害防止に必要な限度）	1 許可基準・条例違反→改善勧告・改善命令 2 不正手段による許可・改善命令違反→許可取消 3 無許可設置者に対する使用禁止命令→命令違反に対する公表 4 使用禁止命令違反に対する罰金（50万円以下）	1 完了届→市の確認 2 適正管理 3 承継・廃止届等 4 報告徴収・立入検査 5 変更許可・変更届
6 埼玉県入間市ペット霊園の設置等に関する条例（平成17年4月施行）	(橋本市条例と同様)	1 事前手続 (1) 許可申請前の市長協議及び市の助言指導、(2) 標識の設置（市長へ届出）、(3) 近隣住民への説明、(4) 近隣住民からの意見の申出に基づく協議 2 許可制 (1) 許可基準：①公共施設（公園・学校・保育所・病院等）・住宅100m以上・焼却炉を有する場合300m※住宅は居住世帯代表者全員の同意により除外、②立地土地基準・③施設基準・④焼却炉構造基準・⑥関係者の同意（隣接土地所有者）、⑨隣接市町との調整、(2) 許可条件（公衆衛生上必要な限度）	(日高市条例と同様)	1 完了届→市の確認 2 適正管理 3 承継・廃止届等 4 報告徴収・立入検査 5 変更許可・変更届 6 ペット霊園設置者等の責務規定
7 群馬県安中市ペット火葬場及びペット霊園墓地条例（平成18年3月施行）	・公衆衛生上及ぼす害の防止 ・公共の福祉の増進	1 市長同意制 ・隣接土地所有者の同意書、維持管理方法に関する書類、その他必要と思われる書類等の申請書添付		

（各自治体ホームページをもとに作成）

## ②ペット霊園規制条例以外の手法での規制・調整の取組

一方で、土地利用調整の枠組として、まちづくり条例等の中で、又は基準の詳細化として要綱等で規制を行っているケースも見受けられる。また、ペット霊園規制条例に類する内容について規制のレベルを緩めて、指導要綱等で規制を加えているケースも見受けられる。

まちづくり条例については、自治体ごとに特色を持つものが多いが、それらを内容的に分類してみると、(ア)土地利用やまちづくりの方向性・理念を定めるにとどまるもの（理念条例）、(イ)法的拘束力をもった規制は設けず、行政指導の手段などを定めることで、事実上の規制を行おうとするもの（行政指導条例）、(ウ)手続の面において法的拘束力を備えた条例、(エ)法令の要件効果とは異なる、独自の要件効果を定めた条例（いわゆる平行条例）などに分けられるが、宅地開発指導要綱の条例化の際に多くの自治体で策定された条例は(イ)のタイプが多いが、川崎市は、(ウ)のタイプ（まちづくり3条例）と考えられる。

まちづくり条例の中での規制として、神奈川県横須賀市では、土地利用に関する制度を条例として体系化しており（(エ)のタイプと考えられる。）、その中で、「適正な土地利用の調整に関する条例」を定め、土地利用行為の遵守基準として、斜面地における緑地の確保等、特定用途建築物等の制限、墓地等の制限、工業地域における生産環境の確保、がけ地建築物の建築に係る措置等、テレビジョン電波受信障害対策、景観創出に係る基準、道路の整備等が定められており、墓地等の制限の中で、ペット霊園に対して一定の立地規制が行われている。

その他にも、生活環境の面で、神奈川県横浜市のように、小規模焼却炉等の大気汚染の防止の観点から、指導基準を設けているケースもある。

また、前述のとおり、ペット霊園規制条例に類する規制内容について、規制のレベルを緩め、要綱で定められる事項を規定しているケースもある。

なお、近隣都市におけるペット霊園規制に関する取組状況は、表3のとおりである。

近隣都市におけるペット霊園規制に関する取組状況（表3）

	都市名	条例・要綱等の名称	施行年月	目的	市長の許可等	周辺住民の同意	霊園全体の設置基準			近隣施設からの距離		火葬炉の構造・維持管理基準	
							設置区域の制限	整備基準※及び野埋跡	墓地・納骨堂	火葬施設	固定式	移動式	
条例	横須賀市	適正な土地利用の調整に関する条例	平成17年7月	土地利用調整	土地利用行為としての市長の承認		自然環境保全地域、近郊緑地保全区域等は不可	○	○	○	○	○	○
	平塚市	まちづくり条例（同施行規則）	平成20年7月	土地利用調整	開発事業としての市長の承認			○	○	○	○	○	○
	千葉市	ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成20年4月	公衆衛生維持 生活環境保全	市長の許可			○	○	○	○	○	○
	相模原市	ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例	平成22年1月	公衆衛生維持 生活環境保全	市長の許可			○	○	○	○	○	○
指 導 要 綱 等	横浜市	小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準（生活環境の保全等に関する条例、同施行規則）	平成15年4月	生活環境保全	特定小規模施設としての届出			△	△	△	△	△	△
	鎌倉市	動物霊園の設置に関する指導要綱（まちづくり条例、同施行規則）	平成17年8月	土地利用調整 生活環境保全	届出		自然環境保全地域、近郊緑地保全区域等は不可	○	○	○	○	○	○
	秦野市	ペット霊園の設置に関する指導要綱（環境基本条例）	平成15年4月	生活環境保全	市長の同意			○	○	○	○	○	○
	厚木市	ペット霊園等の設置に伴う環境保全に関する要綱（環境基本条例）	平成16年4月	公衆衛生維持 生活環境保全	市長の同意			○	○	○	○	○	○
	八王子市	ペット霊園の設置等に関する要綱（市民の生活環境を守る条例、同施行規則）	平成18年9月	生活環境保全	届出			○	○	○	△	△	△
	札幌市	ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱	平成18年4月	生活環境保全 自然環境確保	市長の同意	必要	農用地区域、砂防指定地、特別緑地保全地区等は不可	○	○	○	○	○	○
	神戸市	ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱	平成14年9月	公衆衛生維持 生活環境保全	市長の同意	必要		○	○	○	○	○	○
	大和市	ペット霊園の設置等に関する要綱	平成16年4月	公衆衛生維持 生活環境保全	届出		緑地保全地区等は不可	○	○	○	○	○	○

（各自治体ホームページをもとに作成）

## 5 提言

この検討委員会の設置要綱では、「川崎市におけるペットの現況と、取り巻く課題等を把握するとともに、対応の方向性について検討する」ことを目的としており、本論では、川崎市における動物愛護行政の取組と、ペットに関する市民意識実態調査をもとに、「ペット霊園」の適正配置に向けた考え方を整理してきた。そこで、この検討委員会の提言として、ペット霊園が適切に運営されるよう適正配置のルールづくりの視点について提示することとしたい。

### (1) 川崎市におけるペット霊園に対するルールづくりの視点

ここでは、検討委員会でもとめたペット霊園の適正配置（立地）に向けたルールづくりの視点について、①ルールづくりに向けた制度設計、②ルールづくりに向けた規制・調整内容、③ルールの運用の3つの観点から整理を行う。

#### ①ルールづくりに向けた制度設計について

まず、前述のとおり、他都市におけるペット霊園規制条例では、公衆衛生上住民に与える不安除去や生活環境の保全を掲げており、人の墓地に関する条例等と概ね同様の規定となっている。また、土地利用調整に関する条例等の中で規定されているケースもあり、目的については、(ア)公衆衛生、(イ)生活環境、(ウ)土地利用調整の3つの視点を基本として、組み合わせによる規制・調整の手法が妥当すると考えられる。

また、「ペットの火葬」に着目すると、動物の死骸には、廃棄物処理法などの一般廃棄物に関する規制が及ぶが、ペットについては、飼い主の意思表示がある場合は別として、一般廃棄物と捉えられていない（泉健太衆議院議員質問主意書に対する政府答弁書参照（平成16年10月29日））。しかしながら、焼却と火葬に一定の類似性も認められるため、その点に考慮しながら、畏敬の念等、人の焼骨・埋葬と同様に考えられる点、いいかえれば、動物愛護の観点等について、反映していくことが望ましいものと思われる。

一方、「ペットの死骸の埋葬・納骨施設」に着目すると、適正配置（立地）を図るため、立地規制を行うかどうかの問題となるものと考えられる。この検討委員会では、ペット霊園自体を建設させないのではなく、今後の需要等から、適正配置を図っていくという観点を基本として検討しており、立地規制については考える必要があるものと思われる。

ペット霊園については、類似の施設として、人の霊園との比較がなされるが、制度設計にあたっては、人の霊園がほぼすべての人が利用する必要施設であるのに対し、ペット霊園は利用者が限定され、立地に伴う受益者とそうでない人が相違する点について考慮する必要がある。他方で、ペット霊園の規制の必要性を十分に検証し、人の霊園への規制とのバランスにも相応の配慮をしたルールづくりが必要である。

具体的には、ルールづくりを行う際に「許可制」を採るか「届出制」を採るかの課題がある。また、ペット霊園新設等の際の施設・設備基準に関するルールづくりが法形式との関係を含めて問題となる。

設置の距離制限、霊園設備（火葬炉等）の処理能力、位置、構造等の設置に関する計画、維持管理に関する計画等について、申請書（又は届出書）への記載をルールに含めるか、基準化も含めたルールづくりを行うかの検討が必要である。

さらに、ペット霊園新設等の際の設置の距離制限については、住宅地等からの距離制限を行うか否か、行うとするとどの程度の距離が妥当か。営業の自由との利益衡量が必要となり、公共の福祉の観点からの制約がどのような理由付けで、比例原則との関係でどの程度認められるか検討が必要である。

### 【実体面での規制の例示】

（設置基準）

- 適正な施設管理上必要な付帯設備（管理事務所、駐車場、便所など）を設けること
- 敷地境界から墳墓が見えないように障壁、垣根または樹木などを設けること
- 園内に適当な緑地を設けること
- 焼骨の埋蔵に限ること
- 納骨堂を設置する場合の構造基準（法に定める耐火構造など）
- 火葬施設を設置する場合の基準 など

さらに、ペットの火葬について考えたときに、都市部では、移動式火葬炉として車載式の火葬炉の問題が考えられる。ペットの火葬炉については、ペットの死骸が廃棄物にあたらないと考えられ、廃棄物処理法や大気汚染防止法（廃棄物焼却炉などのばい煙発生施設に排出基準を設け規制している。）の規制の対象外であり、悪臭防止法により、特定悪臭物質については、規制されるものの、移動式火葬炉を使って業を行っているといった届出等を行う必要がないために、規制の実効性に課題があるものと考えられる。

また、ペットの火葬の際には、1か所に留まらず移動しながら対処することができるため、近隣住民へのばい煙や臭いによる悪影響が及びづらい反面、業の実態の把握が難しいものと考えられる。

そのため、川崎市のような都市部の課題として、**移動式火葬炉の問題の検討が必須であり、一定のルール化を図る必要がある**と考えられる。

### 【火葬炉に対する規制の例示】

（構造に関する規制）

- 空気取入口及び煙突の先端部以外に火葬設備内に外気が接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 800 度以上の状態でペットの死体を火葬できるものであること
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- 燃焼室内においてペットの死体が燃焼しているときに、燃焼室にペットの死体を投入する場合には、空気と遮断された状態で、定量ずつペットの死体を燃焼室に投入することができるものであること
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること など

(維持管理に関する規制)

- 稼働中は、常時管理者を置くものとする
  - 二次燃焼室の温度が摂氏 800 度以上になってからペットの死骸を供給すること
  - 炉内温度を連続的に測定し、記録すること
  - 灰の処分に際しては飛散させないようにすること
  - 燃料には、ガス、灯油等の良質なものを使用すること
  - ペット動物の死体を保管する施設を設けること  など
- (移動火葬炉についての規制)
- 上記、構造、維持管理に関する規制の例による同様の規制が必要と考えられる。

②ルールづくりに向けた規制・調整の内容

ルールづくりに向けた規制・調整の内容であるが、まず、火葬炉やペット霊園自体についても、近隣住民の心理的な負担感があるものと考えられるので、**ペット霊園全体について、正しい情報提供を行うためのしくみづくりが必要**と考えられる。

また、**事業者が住民説明会等を開催する必要があるが、その際には、近隣住民との話し合いが進むよう仕組みづくりの工夫が必要**である。つまり、事業者が説明会を開催した際に、近隣住民により意見・意見書等の提出が行われるケースが想起されるが、その際の事業者の応答義務をどのように考えるのか、紛争調整機能を持たせるのかどうかなどの検討が必要である。この手続については、いわゆる「まちづくり条例」等が参考となるものと思われる。

また、ルールづくりに向けては、**運営事業者がルールを遵守するような手法をつくっていく**ことが求められ、ルールを守らなかった際の制裁などの実効性担保機能が求められるものとする。

**【手続的な規制の例示】**

(事前協議)

- 関係法令に定める申請を行う前に、ペット霊園の設置又は変更に関する事業計画について市長と事前協議を行うこと
- 事前協議のために事業計画書を提出すること
- 事前計画書の記載事項及び添付書類（法人格を証明するもの、計画平面図、施設構造に関する書類、維持管理計画書 など）
- 事業計画が設置基準等に合致しない場合には、事業計画書の修正・再提出を指示する
- 事業計画書を審査し、設置基準等に適合していて、修正すべき事項がないと認める場合には事前協議が完了した旨を通知する  など

(標識の設置)

- 整備予定区域に計画概要を記載した標識を設置すること
- 上記標識の設置期間等について  など

(説明会の開催)

- 整備予定区域の近隣住民に対して整備計画についての説明会を開催すること
- 上記説明会の実施時期等について  など

### ③ルール の 運用

具体的に、ルールづくりを行ったあとの運用として、事業者にルールを遵守してもらえよう普及を図るとともに、**ペット霊園事業の運営事業者向けに、設置・運営の指針やマニュアルを示すこと**により、一定の運営水準の保持につながるものと考えられる。

これまで、ルールづくりにおける視点について述べてきたが、再度整理をすると以下の5点に整理できるものとする。

- (ア) 都市部の課題として、**移動式火葬炉の問題**の検討が必須であり、一定のルール化を図る必要があること
- (イ) ペット霊園全体について**正しい情報提供を行うためのしくみづくり**が必要であること
- (ウ) 事業者が住民説明会等を開催する必要があるが、その際には、**近隣住民との話し合いが進むよう仕組みづくり**の工夫が必要であること
- (エ) 運営事業者が**ルールを遵守するような手法**をつくっていくこと
- (オ) ペット霊園事業の運営事業者向けに、**設置・運営の指針やマニュアル**を示すこと

これらの観点から、川崎市における法的に比較対照となる分野の規制のレベルや、条例の制定状況等を加味した上で、規制のレベルやルールの形式を選択していくべきと思われる。

## (2) 川崎市におけるペット霊園規制・調整についてのルールの形式について

これまで、ペット霊園の適正配置に向けたルールづくりの際の視点を整理してきたが、さらに、具体的にルールの法形式を検討する。

### ①自治体における法形式

まず、自治体の独自のルールとしての法形式としては、「条例」、「規則」があり、広く捉えれば、要綱という規定形式が考えられる。このうち、条例とは、憲法 94 条に定められた自治立法権に基づいて、法律の範囲内で、自治体の議会が自主的に制定するルール（法規）であり、地方自治法においても、法令に違反しない限りにおいて、自治体の事務に関して、条例を制定することができる旨が定められている（地自法 14 条 1 項）。また、規則とは、自治体の首長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して、規則を制定することができる旨が定められている（地自法 15 条 1 項）。

なお、条例及び規則には、これらに違反した場合に罰則を設けることができる（地自法 14 条 3 項・15 条 2 項）。ただし、条例では2年以下の懲役・禁固、100 万円以下の罰金などの刑罰が科せられるのに対して、規則に設けられる罰則は、行政上の秩序罰として5 万円以下の過料に限定される。さらに、条例には違反行為に対して不利益処分として是正命令などの代替的作為義務を規定することができ、これについては行政代執行法に基づき行政代執行をすることができる。これらから、自治体は規制条例を定めることにより、地

域で抱える課題を解決するために最も高い効果を期待することができる。

他方、法令に具体的な定めはないが、要綱とは、行政の内規としての性質を持つルールであり、時代の状況の変節の中で、今日的には、内部ルールの外部化の現象として、市民の生活に影響を及ぼすケースが多くみられる規定形式となっている。この規定形式については、旧来は、法律で定められた事項は条例を制定できず、法律が規律を行っていない事項については、条例による規律を行うことはできないという法律先占論という考え方があり、地域の実情に応じたルールづくりを行うことが難しい状況から、いわゆる要綱行政といわれる運用が行われてきたとされる。

その後、各自治体での様々な取組や裁判例等の状況もあり、自治体の条例を制定できる範囲は広がりを見せ、平成 12 年の地方分権一括法の施行により、国の事務としての機関委任事務の廃止とともに、条例の制定できる範囲が拡充され、各自治体において、規則・要綱の条例化の取組が行われてきた。

一方で、一般に、(ア)すべてのことを予測して条例で規定することは難しく、(イ)詳細な基準については行政の裁量が一定程度認められることから、柔軟な対応を図るべく、要綱についても一定の意義が認められるものと思われる。

実際に、地方分権一括法施行時の川崎市における「地方分権推進委員会答申」において、以下の 4 つの場合には、要綱を含めた行政執行が考えられると整理している。

(ア) 市民の権利・義務に関わらない内部管理事項のうち、**軽易な事項**

(イ) **政策判断の試行**として制度化する場合

(ウ) **市民の意見を聞くための機関**を「時期的機動性」「短期間」を理由に設置する場合

(エ) 少額、少件数、単発的などを理由に**補助金を交付する場合** など

なお、要綱として、運用されているルールについても、透明性を高めるため、川崎市においてはホームページで要綱を公表している。

また、条例については、平成 12 年の地方分権一括法の施行により、法令に特別の定めがある場合を除くほか、義務を課し権利を制限する事項については、条例で定めなければならないと定められた（地自法 14 条 2 項）。

## ②ペット霊園の適正配置に向けたルールづくりについて

ペット霊園に対する適正配置のルールづくりについては、法の空白領域としての要素があるという整理を行ってきたが、この点について、仮に、条例で定めるとすると、法律と条例の関係が問題となる。この点については、旧来、前述のとおり、法律先占論という考え方があったが、現在では、徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50.9.10）がリーディングケースとなっており、法律と条例の関係について、法律だけでは、地域の実情に応じた対応を図ることが難しいという前提のもと、(ア)国が最低基準として基準をつくっている場合は、自治体で条例により上乘せ等の基準を設けてもよく、(イ)そうでなくても、法律と目的が重ならなければ条例を定めてもよいという「ナショナルミニマム論」という考え方

が採られている。

そのため、ペット霊園に対する適正配置に向けたルールをつくる際には、ペット霊園について規制等を行う法令は存在しないとしても、条例を制定することは可能である。

さらに、今日の地方分権時代における自治体においては、**地域の実情や個性に根ざした規制や調整を行うための仕組みづくりについて、条例制定権が拡大している状況からも、ローカル・ルールとして、議会が制定する条例で定めることが望ましい。**

他方で、前述のとおり、政策判断の試行として制度化する場合のように、個別の状況に依りては、なお、行政指導を行うための要綱、いわゆる指導要綱で規定することも考えられる。指導要綱には、試行的に、柔軟な対応を図ることができるという長所があり、一定の立地誘導や近隣住民等との合意形成手続を中心に策定するという手法は考えられる。しかしながら、指導要綱は、善良な事業者が任意に協力する仕組みであり、一般に、ペット霊園規制条例で定められているような取消権の行使、使用禁止命令、改善命令、違反事実の公表、罰則等を行うことができず、改善勧告や、法的には疑義があるが、行政指導に従わない事実の公表等の手段が残されるのみである。したがって、手続に従わない事業者に対しての効力は乏しく、一定の抑止的効果が見込まれるというレベルに留まる。

以上、**条例と要綱の効果等についての検証を踏まえ、かつ、本市において過去にペット霊園に関する規制を求める請願が議会で採択されていること、ペットブームによる今日におけるペット霊園の需要の増加等にかんがみると、川崎市においては、一定のペット霊園の規制について、実効性が高く、市全体のルールとなる条例により確立すべきであると、本委員会では一義的に考える。**

ただし、現状では、川崎市ではペット霊園が濫立し相隣紛争が多発しているという状況とはいえない。また、市街化が進む川崎市においては、近隣他都市と異なりペット霊園の立地余地が相当限定的であるという実情を踏まえれば、将来的な条例化を視野に入れつつ、指導要綱によるルールを試行するという対応も考えられる。視点を変えれば、条例は合憲でなくてはならず、無制約に市民の権利を制限することは許されず、条例制定にあたっては、地域の実情に合った適切な規制の内容・程度について慎重な検討が必要である。そのため、**条例化の検討に要する期間に何ら対応を施さないと、市民の不安感等を解消することはできず、ペット霊園の計画が持ち上がった際の対応も困難となる。こうしたペット霊園に関する法的空白領域の解消を図るために、暫定的に指導要綱を制定する意義は依然として高いものといえる。**

いずれにしても、自治体におけるローカル・ルールとしては、議会が制定する条例を基本とした取組を進めることが重要であり、仮に指導要綱で対応しても、早期の条例化を進めることが不可避であると考えられる。また、地域の実情にあったペット霊園の適正配置に向けたルールづくりについて、実効性のあるルールとして、規制の程度や内容をペット霊園建設に関する課題の状況を勘案しながら、進めていくことが重要である。

# 資料編



## 川崎市ペットの現況等に関する検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市におけるペットの現況と、取り巻く課題等を把握するとともに、対応の方向性について検討することを目的として「ペットの現況等に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) ペットの現況と課題等及び対応の方向性に関すること
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は8名以内で組織する。

2 委員は次の者のうちから充てる。

- (1) 学識者
- (2) 有識者
- (3) 地域関係団体代表者
- (4) その他必要な者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

### (事務局)

第6条 委員会は事務を行うため、事務局を健康福祉局健康安全室及び総務部企画課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

川崎市ペットの現況等に関する検討委員会委員名簿

	氏名	所属・補職	その他
1	浅野 明子	弁護士	
2	出石 稔	関東学院大学法学部法学科教授	委員長
3	岩崎 好陽	社団法人 におい・かおり環境協会会長	
4	須黒 真寿美	独立行政法人 国民生活センター相談部相談員	
5	中東 学是	平和会ペットメモリアル総括部長	
6	馬場 國敏	社団法人 川崎市獣医師会会長	副委員長
7	松本 昭	東洋大学非常勤講師 株式会社市民未来まちづくりテラス代表取締役	
8	山口 千津子	社団法人 日本動物福祉協会専門調査員	

## 川崎市ペットの現況等に関する検討委員会検討経過

平成 21 年 10 月 9 日（金）	<b>第 1 回検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過・趣旨説明</li> <li>・ ペット霊園の現状と課題について</li> <li>・ ペットに関する市民意識実態調査の実施について</li> </ul>
平成 21 年 10 月 27 日（火）	<b>第 2 回検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットに関する市民意識実態調査の実施について</li> <li>・ ペット霊園等の施設の設置に関する現行法規制について</li> <li>・ ルールづくりに向けた法形式について</li> <li>・ ペット霊園の適正配置に向けた考え方について（1）</li> </ul>
平成 21 年 11 月 25 日（水）	平和会ペットメモリアル（麻生区王禅寺/山王山延命地藏尊）現地調査
平成 21 年 11 月 27 日（金）	<b>第 3 回検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペット霊園に関する市民意識実態調査の速報値について</li> <li>・ 市内ペット霊園のヒアリングの報告について（1）</li> <li>・ ペット霊園の適正配置に向けた考え方について（2）</li> </ul>
平成 21 年 12 月 9 日（水）	多摩川ドッグウッドクラブ（多摩区中野島）現地調査
平成 21 年 12 月 10 日（木）	ペットマザー川崎橘ペット霊園（高津区久末/蓮華寺内） 現地調査
平成 21 年 12 月 25 日（金）	<b>第 4 回検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペット霊園に関する市民意識実態調査の結果について</li> <li>・ 市内ペット霊園のヒアリングの報告について（2）</li> <li>・ ペット霊園の適正配置に向けた考え方について（3）</li> </ul>
平成 22 年 2 月 23 日（火）	<b>第 5 回検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会報告書のまとめについて</li> </ul>

